

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成30年3月1日（木）

社会・援護局（援護）

資 料 目 次

	頁
第 1 平成30年度社会・援護局援護関係予算案について -----	1
第 2 平成30年度社会・援護局援護関係主要行事予定について -----	3
第 3 全国戦没者追悼式について -----	4
第 4 昭和館・しょうけい館の活用促進について -----	6
第 5 中国残留邦人等に対する支援について -----	8
第 6 遺骨収集等慰霊事業について -----	17
第 7 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について -----	19
第 8 国内における民間建立戦没者慰霊碑について -----	21
第 9 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求期限到来に当たっての対応について	-23
第10 旧陸海軍関係恩給進達事務について -----	25
第11 援護システムの運用等について -----	26
第12 旧令共済組合員に関する履歴証明等について -----	27
第13 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について -----	28

参 考 資 料 目 次

		頁
第 1	平成30年度予算案事項別内訳 (援 護 企 画 課)	29
第 2	昭和館について (")	32
第 3	しょうけい館について (")	33
第 4	中国残留邦人等の数 (中国残留邦人等支援室)	34
第 5	中国残留邦人等に対する支援策 (")	35
第 6	配偶者支援金 (中国残留邦人等の配偶者に対する支援策) (")	40
第 7	中国帰国者支援・交流センター一覧 (")	41
第 8	中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移 (")	42
第 9	都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要 (")	43
第 10	厚生労働省が実施する支援給付施行事務監査の 1 年の流れ (")	44
第 11	「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成28年法律第12号)について (事業課、事業推進室)	45
第 12	地域別戦没者遺骨収容概見図 (")	48
第 13	平成29年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝実施状況 (")	49
第 14	平成30年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝等予定地概見図 (")	52
第 15	都道府県別 D N A 鑑定結果 (")	53
第 16	戦没者遺骨の伝達実績 (都道府県別過去 5 力年) (")	54
第 17	国内における民間建立戦没者慰霊碑について (")	55
第 18	国内民間建立慰霊碑移設等事業実施要綱 (案) (")	56
第 19	平成30年度援護年金額 (援護・業務課、審査室)	58
第 20	都道府県別援護年金受給者数 (審 査 室)	59
第 21	第十回特別弔慰金請求受付・処理状況 (援 護 ・ 業 務 課)	60
第 22	第十回特別弔慰金の審査請求の流れ (援 護 ・ 業 務 課)	61
第 23	戦傷病者特別援護法対象者数等 (")	64
第 24	旧陸海軍関係恩給進達件数 (")	65
第 25	援護関係資料の国立公文書館への移管について (調 査 資 料 室)	67
第 26	未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表 (中国残留邦人等支援室) (調 査 資 料 室)	68
第 27	ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査 (調 査 資 料 室)	69

說明資料

第1 平成30年度社会・援護局援護関係予算案について

	【29年度予算】	【30年度予算案】
援護関係予算総額	26,117百万円	→ 23,681百万円
1 援護年金等	10,436百万円	→ 8,881百万円
	(受給人員 5,884人 → 5,002人)	
2 遺骨収集事業等の推進	2,443百万円	→ 2,380百万円
(1) 硫黄島遺骨収集事業 ・外周道路外側等の掘削経費等	1,396百万円	→ 1,372百万円
(2) 南方・旧ソ連地域遺骨収集事業	576百万円	→ 719百万円
ア 現地調査 ・派遣班数増加に伴う増	176百万円	→ 266百万円
イ 遺骨収集 ・派遣班数増加に伴う増	273百万円	→ 327百万円
ウ 法人運営経費	127百万円	→ 127百万円
(3) 海外公文書館の資料収集 ・集中的な取組期間の終了に伴う減	342百万円	→ 63百万円
(4) 遺骨鑑定体制の強化 ・DNA鑑定機関の増強等に伴う増 ・遺骨鑑定人の派遣体制の構築に伴う増	108百万円	→ 193百万円
(5) 遺骨・遺留品伝達 うち、遺留品調査の迅速化に係る経費	21百万円	→ 33百万円 12百万円
3 戦没者慰霊事業等	575百万円	→ 572百万円
(1) 全国戦没者追悼式挙行経費	151百万円	→ 151百万円
(2) 慰霊巡拝等	424百万円	→ 421百万円
ア 慰霊巡拝	87百万円	→ 87百万円
イ 政府建立慰霊碑の補修等	52百万円	→ 54百万円
ウ 海外・国内民間慰霊碑の管理	26百万円	→ 22百万円
(ア) 海外民間建立慰霊碑	9百万円	→ 10百万円
(イ) 国内民間建立慰霊碑	16百万円	→ 12百万円
エ 慰霊友好親善事業	259百万円	→ 259百万円

4 昭和館・しょうけい館事業	919百万円	→	644百万円
(1) 昭和館	743百万円	→	467百万円
ア 昭和館の運営に係る経費	454百万円	→	467百万円
イ 昭和館の防災機能強化に係る経費【前年度限り】	289百万円	→	0百万円
(2) しょうけい館の運営に係る経費	176百万円	→	177百万円
5 戦争の経験の次世代への継承（再掲）	31百万円	→	29百万円
(1) 証言映像の収録（戦傷病者、中国残留邦人等）	13百万円	→	13百万円
(2) 戦後世代の語り部の育成等	17百万円	→	16百万円
6 中国残留邦人等の援護等	10,770百万円	→	10,422百万円
(1) 中国残留邦人等に対する支援等	10,562百万円	→	10,205百万円
ア 支援給付の実施等	10,538百万円	→	10,178百万円
イ 中国残留邦人等の介護に係る環境整備	24百万円	→	26百万円
(2) 抑留者関係資料の取得及び特定作業関係	160百万円	→	158百万円
(3) 戦没者等援護関係資料の移管・整備	49百万円	→	60百万円

※ 百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

第2 平成30年度社会・援護局援護関係主要行事予定について

平成30年度の社会・援護局援護関係の主要行事予定は、下記の通り。

○ 式典

- ・ 千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式を5月28日（月）に開催予定。
- ・ 全国戦没者追悼式を8月15日（水）に開催予定。
- ・ 援護事業功労者厚生労働大臣表彰式を12月上旬に開催予定。

○ 慰霊事業

- ・ 遺骨収集等事業を、南方地域等で14地域、ロシア連邦等で7地域を1年通して実施予定。
- ・ 慰霊巡拝事業を、南方地域等で8地域、ロシア連邦等で4地域を6月下旬～3月上旬に実施予定。
- ・ DNA鑑定で遺族が判明した遺骨については、順次遺族に伝達予定。

○ 中国残留邦人等支援

- ・ 中国残留邦人等支援に係る全国担当者会議を5月中旬に開催予定。
- ・ 日中共同調査により、中国残留孤児と認められた方がいる場合、その情報を公開する。（9～11月の予定）
- ・ 上記情報公開により、肉親情報があった場合、11月下旬以降、訪日対面調査を実施予定。

○ 事務打合せ等会議

- ・ 援護システム（国債）操作・セキュリティ研修会の開催を4月中旬～5月下旬に開催予定。
- ・ 援護関係施行事務研修会の開催を6月下旬に開催予定。
- ・ 援護システム（JR）操作・セキュリティ研修会の開催を11月上旬～12月上旬に開催予定。
- ・ 社会・援護局関係主管課長会議の開催を3月上旬に開催予定。

第3 全国戦没者追悼式について

閣議決定に基づき、毎年8月15日に政府主催で全国戦没者追悼式を開催しているが、御遺族を始め関係者が高齢化する中、先の大戦の記憶を風化させることなく次世代へ継承していくという観点から、当式典について以下の取組を行う。

なお、未参列者の参列希望をできるだけ実現できるように、参列遺族の募集の際には、広く周知を図っていただきたい。

(1) 国費参列遺族の選考について

国費参列遺族については、各都道府県55名の範囲内で、各都道府県が選考を行う。選考に関するガイドラインは以下のとおり。

なお、昨年に引き続き18歳未満の参列者を代表して、6名の方に式典で献花していただくこととしている。

(国費参列遺族の選考に関するガイドライン)

ア 国費参列遺族のうち、少なくとも1名は18歳未満の遺族を選考する。

選考に当たっては、未参列の者を優先する。

イ アによる選考以外の遺族については、

(ア) 従来の国費参列遺族の範囲で未参列の者がいれば、その者を優先する。

(イ) 死没者1人に対し、国費参列遺族は、原則、各都道府県1人とする(死没者の子の配偶者及び死没者の兄弟姉妹の配偶者が夫婦で参列する場合の配偶者を除く。)なお、国費参列遺族数に満たない場合はこの限りでない。

●18歳未満の遺族の献花者の選考をお願いする都道府県について

47都道府県を6ブロックに分け、毎年度各ブロック内において、人口の多い都道府県順に持ち回りで選考する。

本年は、青森県、千葉県、長野県、三重県、愛媛県、沖縄県の各都道府県から正副各1名を選考願いたい。

詳細については、3月上旬に発出予定の選考依頼通知をご確認いただきたい。

(2) 18歳未満の遺族の献花補助者の選考について

昨年に引き続き、18歳未満の遺族の方14名に献花補助者として式典に参加していただくこととしている(前日夕方にリハーサルを行う予定。)

献花補助者の参加に必要な所定の旅費は、国費参列遺族に支給する旅費とは別枠で支給することとしている。選考をお願いする都道府県は以下のとおり。

●献花補助者の選考をお願いする都道府県について

47都道府県を6ブロックに分け、毎年度各ブロック内の2都道府県(関東及び近畿については3都道府県)が、人口の多い都道府県順に持ち回りで選考する。

本年は、岩手県、山形県、栃木県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、香川県、長崎県、大分県の各都道府県から正副各1名を選考願いたい。

詳細については、3月上旬に発出予定の選考依頼通知をご確認いただきたい。

【今後の主な予定】

3月上旬・・・18歳未満の遺族の献花者及び献花補助者の選考依頼通知発出

3月下旬・・・全体の参列予定人員登録依頼通知発出

5月上旬・・・都道府県より参列予定人員登録

6月上旬・・・遺族代表選考依頼通知発出

7月上旬・・・都道府県より

①遺族代表名簿

②18歳未満の遺族の献花者(該当県のみ)

③献花補助者(該当県のみ)

の登録

第4 昭和館・しょうけい館の活用促進について

<昭和館>

- 昭和館は、国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した国立の施設。
- 主な実施事業
 - ・ 常設展示
常設展示室で実物資料の展示等を実施。
 - ・ 特別企画展
毎年春（3月～5月）、夏（7月～9月）に特定のテーマについて企画展を開催。
 - ・ 地方巡回特別企画展
毎年秋頃に都道府県等の協力を得て開催。平成30年度は、次の地域で開催予定。
○平成30年10月12日（金）～23日（火） 群馬県前橋市で開催予定
○平成30年11月10日（土）～23日（金） 香川県高松市で開催予定
なお、香川県高松市では平和祈念展示資料館（総務省委託）と連携して実施する予定。
 - ・ 図書・映像・音響資料の閲覧事業
 - ・ 関連情報提供事業
- 常設展示室のみ入場料あり（その他特別企画展等は全て無料）
高校・大学生 150円、大人 300円（その他割引制度あり）
※小・中学生、未就学児、身体障害手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方は無料

<しょうけい館>

- しょうけい館は、戦傷病者とその家族が体験した戦中・戦後の労苦を次世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成18年3月に開設した国立の施設。
- 主な実施事業
 - ・ 常設展示
常設展示室で実物資料の展示等を実施。
 - ・ 企画展
毎年春（3月～5月）、夏（7月～9月）に特定のテーマについて企画展を開催
 - ・ 地方展
平成27年度から都道府県等の協力を得て開催。平成30年度は、次の地域で開催予定。
平成30年6月30日（土）～7月8日（日） 長崎県長崎市で開催予定
 - ・ 図書・映像・音響資料の閲覧事業
 - ・ 関連情報提供事業
- 入館料：無料

<依頼事項>

- 次世代への継承という観点から、小中学生、高校生、大学生等の来館促進に向け、昭和館、しょうけい館を修学旅行、社会見学等の訪問対象とすることについて、教育部門への働きかけをお願いしたい。
- また、昭和館地方巡回特別企画展、しょうけい館地方展について、ポスター等の広報用資料を小中高等学校、大学等の学校、関係団体をはじめ幅広く周知していただくようご協力をお願いしたい。

<戦中・戦後の労苦を伝える「戦後世代の語り部」育成事業（情報提供）>

- 戦中・戦後の労苦を直接体験した者が高齢化する中、その体験を風化させることなく次世代に伝えていくため、平成 28 年度から昭和館、しょうけい館において、戦中・戦後の労苦体験者の労苦を継承し語り伝える「戦後世代の語り部」を育成する事業を実施している。
平成 30 年度においても「戦後世代の語り部」受講生の募集を行うこととしている。募集情報等については、昭和館、しょうけい館のホームページ等でお知らせすることとしているが、事業に関する照会等があった場合は、社会・援護局援護企画課施設指導係までお願いしたい。

（参考）次世代の語り部育成事業の概要

- 昭和館、しょうけい館において概ね 3 年で語り部を育成する予定。
 - ・ 1 年目：歴史や語り部に必要な基礎的、専門的知識等の習得など
 - ・ 2 年目：話法技術の習得、労苦体験者との交流など
 - ・ 3 年目：模擬講演の実施など
- 現在、1 期生 26 名（昭和館 11 名、しょうけい館 15 名）、2 期生 17 名（昭和館 8 名、しょうけい館 9 名）を育成中。
- 育成した語り部は、昭和館及びしょうけい館への来場者に対する講演や地方展での講演、小中高等学校等での講演などの活動を予定。

第5 中国残留邦人等に対する支援について

I 地域社会での支援の実施等

1 中国残留邦人等の高齢化への対応等

(1)中国残留邦人等の介護に係る環境整備【各中国帰国者支援・交流センターで実施】

- 平成29年度より、全国7カ所に設置している中国帰国者支援・交流センターに、中国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識を有する「介護支援コーディネーター」を配置し、介護事業所等において中国語等による語りかけ支援を行う「中国残留邦人等語りかけボランティア」の募集・研修及び介護事業所等への訪問の調整等を行うほか、支援・相談員への情報提供・助言、相談対応等を行い、中国残留邦人等が安心して介護サービスを利用できる環境を整備することとしている(37頁の参考2参照)。
- 初年度は各中国帰国者支援・交流センター設置自治体において、語りかけボランティアの訪問を開始したところであるが、今後は順次、実施範囲を拡げることとしているので、各中国帰国者支援・交流センターと連携しつつ、次のとおりに協力をお願いしたい(詳細は追ってお知らせ予定)。
 - ・ 中国残留邦人等、介護サービス事業者や管内関係団体等への語りかけボランティアの周知
 - ・ 中国残留邦人等の介護サービス利用状況等の情報提供及び語りかけボランティアの利用希望についての情報提供また、ボランティアの応募希望や照会等があった場合は、各中国帰国者支援・交流センターを案内していただくようお願いする。

<事業実施にあたっての留意事項>

- 「中国残留邦人等語りかけボランティア」は介護事業所等において介護サービス利用中の中国残留邦人等への語りかけ支援を行うものであり、介護サービスの提供や通訳支援を行うものではないので、ケアプランの調整や介護サービスを利用する場合の通訳については、現行の自立支援通訳や支援・相談員を活用願いたい。

(2) 中国残留邦人等地域生活支援事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)

ア 自立支援通訳による支援の充実

- 中国残留邦人等の高齢化により、医療・介護サービスを利用する者が増加していることから、今後も引き続き関係機関との連携を図り、中国残留邦人等がサービスを受ける際に不便が生じないように自立支援通訳の人材の確保に努めていただきたい。

イ 帰国者の状況を踏まえた日本語教育支援の実施

- 高齢のため日本語教室等への継続的な参加が困難な帰国者もいることから、平成28年度より、交流事業等を通じ日本語能力の維持や地域での孤立防止を目的とした、高齢者向けの「日本語交流サロン」を設置することとしたところである。

帰国者の状況を踏まえ、現行の日本語教育支援事業から日本語交流サロンへの見直しを行うなど、引き続き、地域の中国残留邦人等の状況を踏まえた、適切な日本語教育支援事業をお願いしたい。

(3) 公営住宅への優先入居

- 中国残留邦人等の高齢化による身体機能の低下、持病の悪化等により、高層階から低層階へ、また、バリアフリー化された公営住宅への住み替え需要が高いことから、平成20年3月31日及び平成25年6月27日付けの国土交通省通知の趣旨を踏まえ、中国残留邦人等から公営住宅の住替えの要望があった場合には、引き続き公営住宅管理部局と連携を図り、優先的に住替えを行うなどの良質な住環境の確保についてご協力をお願いしたい(参考4)。

(4) その他

- 帰国者への情報提供のため、「中国語の対応が可能な介護事業所一覧」を各自治体のご協力を得て作成し、年2回更新しているので、引き続きご協力をお願いしたい。また、帰国者、関係機関等に周知するなど、積極的に活用願いたい。

2 支援・相談員の配置

○ 支援・相談員については、支援給付の実施機関に配置し、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより中国残留邦人等が安心した生活が送れるよう支援することを目的に、都道府県、市町村(特別区を含む)に委託して事業を実施しているところである。

都道府県・市町村(特別区を含む)におかれては、配置基準に沿った体制構築や人材確保等、多大なご尽力をいただいているところであるが、平成30年度においても引き続き、地域のニーズ等を勘案しつつ、適切な支援・相談員の配置をお願いしたい(参考3)。

3 次世代継承事業

(1) 証言映像収集・公開事業

○ 中国残留邦人等の体験や労苦を映像に残し、広く公開する証言映像収集・公開事業を平成28年度より、厚生労働省において実施している。証言映像は、厚生労働省ホームページで公開するとともに、各中国帰国者支援・交流センターでDVDの貸し出しを行っており、中国残留邦人等の体験や労苦を次の世代に継承する取り組みや理解を深める普及啓発、地域の方々との交流や平和学習の機会等にご活用いただきたい。

また、平成30年度においても、事業を継続するので、引き続き、証言者の推薦等のご協力をお願いしたい。

(2) 戦後世代の語り部育成事業【首都圏中国帰国者支援・交流センターで実施】

○ 中国残留邦人等が体験した様々な労苦を次の世代に継承するため、平成28年度より、首都圏中国帰国者支援・交流センターにおいて、戦後世代の語り部育成事業を実施している。平成30年度においても、研修生を募集し、事業を継続して実施するので、引き続き、周知・広報等のご協力をお願いしたい。

(3) 普及啓発事業【各中国帰国者支援・交流センターで実施】

○ 平成28年度より、地域に根ざしたきめ細かな普及啓発事業として、各中国帰国者支援・交流センターが中心となり、ボランティア団体等と連携し、地域住民や次世代を担う若者を対象にした「中国残留邦人等への理解を深める普及啓発事業」を多地域で行うこととしているので、引き続き、周知・広報等のご協力をお願いしたい。

4 中国残留邦人等二世の就労支援

- (1) 日本語が不自由であったり、日本の社会・雇用慣行に不慣れであること等により、安定就労による経済的な自立の実現が困難な状況が見られることから、平成26年12月1日付け中国残留邦人等支援室長通知を参考に、就労支援を実施していない自治体においては、就労相談員の設置など、就労支援事業への積極的な取組を、すでに実施している自治体においては、事業効果を検証し、より多くの方が安定した就労につけるよう更なる取組をお願いしたい。
- (2) 日本語が不自由なため、安定就労による経済的な自立の実現が困難な二世に対し、二世の就労に資する日本語教室を設置することで就労に役立つ日本語の指導を集中的に行い、安定した就労を確保するとともに安易な離職を防止できるよう支援をお願いしたい。
- (3) 中国残留邦人等の二世を雇用する場合、事業主に対し「特定求職者雇用開発助成金」制度に基づく助成金が支給されることから、制度の積極的活用の広報をお願いしたい。

(参考)

○中国残留邦人等支援室長通知

「中国残留邦人等の二世、三世に対する就労支援について(依頼)」(平成26年12月1日付け社援支発1201第1号 中国残留邦人等支援室長から各都道府県、指定都市、中核市民政主管部(局)長あて通知)

○特定求職者雇用開発助成金

ハローワーク等の紹介により中国帰国者等であって、本邦に永住帰国した日から10年を経過していない者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、賃金助成を行う。

5 一時金の申請指導等について

- 中国残留邦人等に満額の老齢基礎年金等を支給するための一時金は、権利を取得した日から5年経つと申請ができなくなるため、厚生労働省では、一時金の申請期限を迎える者及び新たに永住帰国した者に対する申請案内等、時効失権の防止に努めているので、ご協力をお願いしたい。

Ⅱ 支援給付及び配偶者支援金の支給

1 平成30年度における支援給付に係る主な留意点

支援給付制度は、本年4月で制度開始から10年を迎え、対象となる支援給付受給者の高齢化が進んでいることから、その実施に当たっては、生活保護制度の例によりながら、従来どおり特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるように必要な配慮をして、懇切丁寧に行うようお願いしたい。

なお、平成30年度における主な留意点は下記のとおりである。

(1) 高齢化への対応について

支援給付受給世帯は高齢者から構成されることから、以下のような視点で定着後の生活支援を実施するようお願いしたい。

- 必要なニーズが的確に把握され、それに応じた援助が関係機関等との連携により実施されているか。
- 介護保険法に定める要介護(要支援)の状態と考えられる者については、要介護(要支援)認定申請が検討されているか。
- 必要な生活環境等の整備のために介護保険法に基づく介護保険や障害者総合支援法に基づく自立支援給付などの制度活用は図られているか。
- 配偶者等の年金の受給の可否が検討されているか。

特に、年金の受給資格期間短縮(25年から10年)を内容とする年金機能強化法の一部改正法(平成28年法律第84号)が、平成28年11月24日に公布され、平成29年8月1日から施行されたことに伴い、新たに年金の受給資格を得た者の申請手続の支援等が、支援・相談員等の活用により、漏れのないよう確実に実施されているか。

(2) 支援給付の基準及び老齢基礎年金の支給額について

- 生活保護基準については、生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、生活扶助基準を平成30年10月より段階的(3段階を想定)に見直す(増減額)予定であることから、当該基準を用いている生活支援給付についても、変更(増減額)が予定されている。
- 老齢基礎年金額の支給額については、平成30年度の年金額改定は行われず、年金額は昨年度から据え置きとなる。

(3) 医療支援給付について

○ 電子レセプトを活用したレセプト点検について

- ・ 電子レセプトのシステムを導入しているものの、活用されていない実施機関については、積極的な活用を指導願いたい。
- ・ 導入していない実施機関については、業者委託による審査の活用を指導するなど、医療支援給付の適正化に協力願いたい。

2 配偶者支援金について

(1) 配偶者支援金制度について

平成26年10月から、中国残留邦人等の死亡後に、特定配偶者(中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者)に対して支援給付に加えて、配偶者支援金(満額の老齢基礎年金の3分の2相当額)を支給している。今後も申請漏れがないよう支給対象と見込まれる者に対し申請の案内及び指導をお願いしたい。

(2) 平成30年度の配偶者支援金の支給額について

平成30年度の老齢基礎年金の支給額については、平成29年度の支給額が据え置きとなることから、平成30年度の配偶者支援金の支給額についても、平成29年度の支給額と同額(43,294円)となる。

Ⅲ 支援給付等施行事務

1 都道府県・指定都市本庁が実施する監査について

(1) 平成30年度における監査について

- 都道府県・指定都市本庁が行う実地監査について、都道府県・指定都市本庁は、4年に1度行うことになっている(実施機関にとっては、4年に1度監査が行われることになる)。平成30年度は、支援給付及び配偶者支援金制度の適正な運用が図られるよう引き続き管内の実施機関に対し実地及び書面により支援給付等施行事務監査を行い、都道府県指定都市本庁から管内の実施機関に対し、適切な助言指導をお願いしたい。
- 特に、支援給付制度は、支援法に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされている。しかし、以下の例のように多くの点で生活保護制度とは異なる取扱いをしていることから、被支援者のニーズに応じた適正な運営が図られているか、中国残留邦人等に対する各種施策等の活用が図られているかなどを着眼点として、幹部職員が率先して監査体制の充実・強化に努め、監査計画の策定、監査の事前検討、監査後の復命会等による監査結果の分析等を行い、各実施機関が抱える運営上の課題等を適確に把握し、その課題に即した具体的な助言指導を行うようお願いしたい。

(例) 生活保護制度とは異なる取扱い

- ・ 収入認定について、老齢基礎年金については、満額までは収入として認定しないほか、年金以外の収入も3割までは収入認定しない
- ・ 資産の保有について、預貯金・手持ち金等について一定額の保有を認める
- ・ 生計を別にする子供や孫に対しては原則として直接扶養照会を行わない
- ・ 親族訪問や墓参等を目的とした2か月程度の中国や樺太等を訪問する時は、その渡航に要した費用は収入認定を行わない など

(2) 監査実施上留意すべき点について

- 平成29年度に厚生労働省が実施した監査で問題点の多かった事項など全般的な状況をとりまとめ、追って、示したいと考えているが、以下の事項が多く見受けられた。
 - ① 1年(12か月)を超えて長期にわたり家庭訪問が実施されておらず、生活実態等の把握がされていない事例。
 - ② 世帯全員の収入申告書が定期的(毎年6月)に徴取されておらず、また、収入認定が適切に行われていない事例。

- ③ 課税状況調査で、調査対象期間(課税期間)において支援給付を受給していた者全員を対象としていない事例。
 - ④ 継続した通院治療について、6か月ごとに医療要否意見書等により継続の要否の検討がされていない事例。
- 平成30年度に都道府県・指定都市本庁が行う監査では、同様の問題があると認められる実施機関に対し、以下の点に留意して支援給付の適正実施の確保に努めるよう指導願いたい。
- ① 家庭訪問について、支援給付受給者のニーズの把握を主眼に、少なくとも支援給付開始後の家庭訪問(入院入所者の病院等への訪問を含む。)は1年(12か月)以内に1回以上行うよう助言指導願いたい。
 - ② 収入認定について、世帯全員の収入申告の時期については原則として年1回、6月とすること、特定中国残留邦人等本人の老齢基礎年金については、満額までは収入として認定しないほか、年金以外の収入も3割までは認定しないこと、保険金等のその他臨時的な収入については、前年1年間の収入を基に月額を算定し、その額から8千円を控除した上で、残額の3割を控除した額を収入認定することなど、生活保護制度とは異なる取扱いをしていることに留意の上、適切に収入認定を行うよう助言指導願いたい。
 - ③ 課税状況調査について、毎年6月以降の課税資料の閲覧が可能な時期に速やかに、対象となる全世帯全員に課税状況調査を実施し、多額の支援給付費の返還金・徴収金の発生を防止し、特に、企業年金の申告漏れがないよう助言指導願いたい。
 - ④ 継続した通院医療について、給付の必要性を確認する上で必要なことから、医療要否意見書を徴取するなど、継続した治療の必要性を検討すること。

2 厚生労働省が実施する監査について

(1) 平成30年度における監査計画等

ア 実地監査

- 平成30年度の実地監査は、20程度の都道府県・指定都市を予定している。
- 日程等は、各都道府県・指定都市から提出された事前協議資料に基づき調整等を行い、実地監査に入る実施機関を決定し、4月中にお知らせしたいと考えている。

イ 書面監査

- 平成30年度の書面監査は、実地監査の対象とならなかったすべての都道府県・指定都市に対して実施する。

(2) 支援給付等施行事務監査資料

- 支援給付等施行事務監査資料は、様式が確定次第通知するので、変更後の様式で、監査実施通知に記載された期限までに提出するようお願いしたい。

(3) 監査関係提出資料等

- 事前協議資料：平成30年4月6日提出（予定）
- 都道府県・指定都市が実施した平成29年度監査結果報告：平成30年7月末提出
- 支援給付等施行事務監査資料：実地監査対象は監査日2週間前提出
書面監査対象は決定次第連絡する。

※ 提出期限については遵守願いたい。

第6 遺骨収集等慰霊事業について

1 遺骨収集等事業について

「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成28年法律第12号）が平成28年4月より施行され、また、同年5月に同法に基づき「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（平成28年5月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）が策定された。平成28年度から平成36年度までを戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間とし、平成29年度までに戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集に集中的に取り組むとともに、その情報等をもとに遺骨収集を実施することとしている。

また、同法に基づき指定した一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「指定法人」という。）が、各戦域における現地調査などの情報収集や、その情報に基づく遺骨収集を機動的かつ柔軟に行い、国は、企画立案等に加え、関係国政府との協議や現地地方政府機関との交渉等、より高度な調整業務を行うこととしており、国と指定法人の役割分担を図り、効果的に遺骨収集を推進していく。

◎遺骨収集の計画

戦没者の遺骨収集については、基本計画に基づき、厚生労働省が、毎事業年度開始前に次年度の実施指針を策定し、指定法人に提示するとともに、指定法人は、当該実施指針の内容に即した事業計画を策定することとしている。

平成30年度における遺骨収集の派遣予定地域は以下のとおり。

〈南方地域等での遺骨収集〉

- ①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島（ブーゲンビル島・ガダルカナル島等）、④インドネシア、⑤パラオ諸島、⑥マリアナ諸島（グアム島・北マリアナ諸島）、⑦トラック諸島、⑧マーシャル諸島、⑨ギルバート諸島、⑩ミャンマー、⑪インド、⑫樺太、⑬沖縄、⑭硫黄島

計 14 地域

〈旧ソ連抑留中死亡者の遺骨収集等〉

- ①ハバロフスク地方、②沿海地方、③クラスノヤルスク地方、④ザバイカル地方、⑤ブリヤート共和国、⑥アムール州、⑦イルクーツク州 計 7 地域

その他、確度の高い戦没者の遺骨に関する情報が追加的に得られた場合には、応急的な派遣を実施することとしている。

※ 各都道府県におかれては、仮に遺族、団体、協力者等から戦没者の埋葬地等に関する情報が得られた際は、速やかに、事業課事業推進室まで連絡するようお願いしたい。

2 慰霊巡拝事業について

遺骨収集事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地で政府主催の追悼式を実施している。

(1) 南方地域等での慰霊巡拝事業

旧主要戦域での戦没者の遺族を対象として実施しており、平成 30 年度は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島（ブーゲンビル島・ガダルカナル島等）、④パラオ諸島、⑤北ボルネオ、⑥ミャンマー、⑦中国、⑧硫黄島の 8 地域で実施を計画している。

◎ 硫黄島での慰霊巡拝事業

平成 23 年度から、遺族がより参加しやすいよう実施回数 2 回、延べ 200 人程度の実施体制を組んでおり、平成 30 年度も継続して実施することとしている。

(2) 旧ソ連地域での慰霊巡拝事業

ロシア連邦等の各地方・州ごとに広く遺族の参加を募っている。

平成 30 年度は、抑留地域である 4 地域（①ハバロフスク地方、②沿海地方、③イルクーツク州、④アルタイ地方・ケメロボ州・ノボシビルスク州）での実施を計画している。

(3) 参加遺族の募集

厚生労働省では、都道府県や市区町村が余裕を持って広報誌等へ掲載できるよう各都道府県援護主管課宛に実施予定地域ごとの実施時期、派遣予定人員等をお知らせしている。

慰霊巡拝事業を実施する際の参加遺族の募集にあたっては、各都道府県から推薦をお願いしたい。

第7 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

1 DNA鑑定について

戦没者遺骨のDNA鑑定は、主に旧ソ連地域の埋葬地等で発見された遺骨を対象とし、当局保管の死亡者名簿等から推定される関係遺族に「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を送付し、遺族の申請に基づき実施している。

平成11年から平成30年1月末までに、関係遺族約12,600人にお知らせを送付し、約3,200人から申請があった。鑑定の結果、1,094柱の遺骨の身元が特定し、順次遺族に伝達している。

平成29年度に収容した遺骨については、平成30年度内に推定される関係遺族にお知らせを送付する予定である。

また、戦後70年を経過し、戦没者遺骨の身元特定に向けて更なる取組を行っていく必要があり、戦没者遺骨の身元特定に関し、現在、以下の取組を行っている。

(1) DNA鑑定に係る遺族への呼びかけ範囲の拡大

遺留品等がなくても、部隊記録等から戦没者がある程度特定できる場合には、遺族へのDNA提供の呼びかけを行うことを検討してきた。平成28年度は、その実効可能性の検証のため、部隊記録等の資料が残っている沖縄県の検体からDNAが抽出された4地域（「真嘉比」、「幸地」、「平川」、「経塚」）の検体について、遺族への呼びかけと鑑定を実施したが、遺族の特定に至らなかった。

平成29年度は、沖縄4地域に加え、沖縄6地域の戦没者について、さらなる試行的な取組として、遺族と思われる方に対し、広報を通じてより広くDNA鑑定の申請を募っている。

また、申請のあった遺族については、厚生労働省保管資料や申請された死亡場所等の情報に基づき、ある程度戦没者とのつながりが確認できる場合に、DNA鑑定を実施しているところである。引き続き、広報を通じた申請募集について協力をお願いしたい。

(2) DNA鑑定の対象となる遺骨の歯から四肢骨への拡大

これまで、古い遺骨でも比較的DNA型情報の保存状態が良いとされる歯を検体として、DNA鑑定を実施し、関連情報と併せて遺族を特定してきた。しかしながら、遺骨収集において歯を採取できるケースが限られていることや、諸外国の鑑定の実施状況等から、「DNA鑑定の対象を四肢骨に拡大すべき」との意見が寄せられたため、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」の専門家の意見を踏まえ、平成29年4月から遺族

を特定するためのDNA鑑定の対象となる遺骨について、歯に加えて、四肢骨も検体とすることとした。

2 遺骨及び遺留品の伝達について

DNA鑑定により身元が特定された遺骨や、遺留品調査により所有者が特定された遺留品は、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。

地方自治法附則第10条の規定に基づき、厚生労働省では、各都道府県職員が遺骨等を受領するため、「旧軍関係調査事務等委託費」を計上し、予算措置を行っている。ただし、伝達数が複数ある場合や都道府県側の日程調整が困難な場合には、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、相談願いたい。

なお、都道府県庁で記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達7日前までに事前に連絡願いたい。

第8 国内における民間建立戦没者慰霊碑について

民間団体等が建立した日本人戦没者の慰霊碑等の維持管理については建立者が行うことが基本であるが、関係者の高齢化等により維持管理が困難となっているものもある。

このため、平成28年度より建立者等が不明で、適切な維持管理が行えておらず、倒壊等の危険がある慰霊碑について、自治体が独自事業として移設等を行う場合に、一定の補助（1/2（上限25万円））を行っている。

平成30年度においても、当該慰霊碑を自治体が管理する土地に移設を行う場合や当該慰霊碑の建立地等に埋設等を行う場合等に、それらにかかる費用の1/2（上限25万円）を補助することを予定している。

平成30年度における補助金の交付要綱及び実施要綱は別途お示しする予定であるが、当該補助金の積極的な活用を検討願いたい。

なお、各都道府県管内の民間建立戦没者慰霊碑については、参考資料第17「国内における民間建立戦没者慰霊碑について」の集計結果のとおりであるが、調査時からの時間経過とともに補助事業の対象となるものや、調査時には把握できなかったものも対象となる場合があるため、幅広くご検討いただき、相談願いたい。

また、現時点で管理状況が良好な慰霊碑であっても、今後不良となる可能性も考えられることから、管内の慰霊碑の状況把握に努めていただきたい。

（今後の事務スケジュール）

- 予算成立後 交付要綱及び実施要綱の発出（適用日は4月1日）
- 5月下旬メド 都道府県でとりまとめた事前協議書類の厚生労働省への提出期限
- 6月下旬メド 厚生労働省から内示通知書を発出
- 8月中旬メド 都道府県でとりまとめた交付申請書類の厚生労働省への提出期限
- 9月下旬メド 厚生労働省から交付決定通知書を発出

（これまでの実施例）

- 小学校敷地奥に建立されていたが、市町村合併により小学校が廃校となった。その後、小学校跡地及び慰霊碑の敷地を個人が取得したため、立ち入りが困難となり、慰霊碑が荒廃してしまった。今般、土地の所有者より慰霊碑の撤去要請があったことから、公有地に移設を行った。

- 公園内の建立者不明の元忠霊塔に安置されていた位牌を、市遺族会が引き取り、市民墓地内に移し、有志とともに慰霊碑を建立した。直接の建立者が不明であり、慰霊碑が傾いており、倒壊の危険があることから、撤去（埋設）した。

- 小学校敷地内に建立され、建立者は確認できるが、現在において建立者は存在しない。慰霊碑は3メートルを超える高さのうえ、土台にひびが入る等による経年劣化が激しく小学生に危険が及ぶ可能性があったため、埋設等（処分）する予定。

第9 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求期限到来に当たっての対応について

(1) 制度の概要

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いをいたし、戦後何十周年といった特別な機会をとらえ、国として「弔慰」（死者を弔い、遺族を慰めること）の意を表するため、一定範囲の遺族に対して、無利子の記名国債の交付をもって支給している（昭和40年制度創設）。

戦後70周年に当たる平成27年に、国として改めて弔慰の意を表するため、法改正を行い、特別弔慰金の支給を継続した。なお、当該改正法案には附帯決議が附されており、「特別弔慰金の支給に当たっては、遺族の高齢化等を踏まえ、手続の簡素化に努めるとともに、新たな受給権者の把握及び制度の周知等の請求漏れ防止策に努めること。」とされている。

特別弔慰金の請求期間は3年間であり、戦後70周年の特別弔慰金については、平成27年4月1日から平成30年4月2日までである。

(2) 請求期限到来に当たっての対応

一部の都道府県で裁定の遅れも見られたが、早期裁定の促進にご尽力いただき、受付件数の大半は裁定いただいた。平成30年1月末現在、居住地都道府県における受付件数918,761件、平成30年2月2日までの国債発行請求件数893,120件である。

特別弔慰金は支給対象の範囲が広く（※）、事前に最先順位の遺族を特定・把握することが困難なため、受給権者の時効失権防止を図るためには、厚生労働省、都道府県及び市町村における広報等の実施が大変重要となる。

各都道府県におかれては、請求期限までの間、引き続き、①広報誌等を用いた広報活動や、②厚生労働省から送付した未請求者リスト（前回の特別弔慰金受給者のうち未請求の者等）を活用した未請求者に対する個別の請求案内など、市町村との連携の下、時効失権防止への取組についてご協力をお願いしたい。

（※）子、兄弟姉妹、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた甥、姪等

（参考：国の取組）

平成29年4月	都道府県に未請求者リストを送付し、市町村と連携の下、未請求者に対する個別の請求案内を依頼。また、都道府県及び市町村の広報誌等を用いた広報活動の積極的な実施を依頼
5月	政府広報（新聞広告（突出））
6月	政府広報（インターネット広告（ヤフーパートナー））
8月	政府広報（視覚障害者用音声CD）
9月	新聞広告（記事下※全国紙5紙、ブロック紙3紙、地方紙70紙）
10月	都道府県及び市町村、郵便局等にポスター及びリーフレットを配布

なお、請求期限（平成30年4月2日）が迫っており、今後、多数の駆け込み相談や請求が予想される。通常であれば、特別弔慰金の請求希望者は市町村に相談し、市町村が受給権の有無の確認や提出書類の指導を行った後に、必要書類一式を受け付けるところ。

しかしながら、時効間際においては、時効失権防止の観点から、請求書のみでの受付もやむを得ないと考えており、平成30年2月26日付事務連絡「第十回特別弔慰金に係る時効間際の請求について」により、時効間際の請求に関する取扱いをお示ししたところである。

各都道府県におかれては、市町村との密接な連携の下、①市町村からの受給権の有無等に関する照会への対応、②書類不備等により長期未処理となっている案件を始め、未処理案件の迅速な処理について、引き続き、円滑・適切な事務処理の実施にご協力をお願いしたい。

（3）却下処分に当たっての留意事項及び審査請求

一部の都道府県において、却下通知書の却下理由が不適切なものが見受けられたため、適切に審査裁定し、却下処分を行う際は、却下通知書に印字する理由についても注意し、法的な観点から妥当であるか十分チェックを行うようお願いしたい。

【不適切な却下理由例】

- ・複数の同順位者からの請求があった場合に単に「重複請求のため」
- ・孫からの請求について「戦没者と1年以上の生計関係が認められない」
- ・そもそも死亡者に身分がないにもかかわらず「公務性がない」

なお、処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算し3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求することができるが、審査請求においてこの起算日が重要となるため、却下通知書が請求者に了知された日について記録願いたい。

審査請求が行われた場合、処分に至るまでの経緯等を明確にし、却下の判断が妥当であることを説明する弁明書を処分庁である裁定都道府県において作成することになる。弁明書は論理的かつ法的に誤りがないよう十分チェックを行うようお願いしたい。（参考資料第22参照）

第10 旧陸海軍関係恩給進達事務について

- 旧陸海軍関係の恩給請求については、各都道府県の御協力を得て円滑に処理されてきているが、件数は減少傾向にある。
各都道府県におかれては、請求者が高齢者であることに配慮し、一層のきめ細かな対応と迅速な事務処理をお願いしたい。

- 旧陸海軍関係で恩給受給権が発生しているにもかかわらず、請求を行っていない者が少なからずいると考えられることから、都道府県におかれては、保管の兵籍、戦時名簿等人事関係資料を精査し、各種恩給権の有無を確認の上、未請求者に対する請求指導を引き続きお願いしたい。

- 恩給の相談を受けた際は、陸・海軍の別にかかわらず、都道府県において、相談者から「履歴申立書」を提出させ、丁寧に内容を把握した上で軍歴の調査を行うようお願いしたい。
このうち、旧海軍関係については、提出された「履歴申立書」を都道府県から援護・業務課あて送付願いたい。送付された「履歴申立書」について在職年計算等を行い、その結果を都道府県に回答する。
なお、恩給請求事務において、軍歴、在職年等でご不明な点があれば、援護・業務課恩給担当に照会願いたい。

- 例年実施している「援護法等施行事務研修会」において、各都道府県担当者の理解を深めるため、恩給請求における事務処理方法、留意点等の説明を行っているので、各都道府県担当者の出席をお願いしたい。

第 11 援護システムの運用等について

1 援護システム更改について

- 平成 30 年度から平成 31 年度にかけて、現行の援護システムで使用しているマイクロソフト社の OS のセキュリティサポート終了に伴う援護システムの更改を行い、平成 32 年 1 月に新システムのリリースを行う予定である。援護システムの更改に伴い、各都道府県には、新機器の調達を依頼することとなるので、ご承知おきいただきたい。なお、システム更改に係る詳細なスケジュール、新機器の仕様、特別弔慰金に係る手続きの簡素化に資する機能改修内容等については、平成 30 年 4 月以降順次連絡する予定である。

2 援護システムにおける個人情報（個人番号含む）の取扱いについて

- 援護システムは、
 - ・ これまで、各種特別給付金及び特別弔慰金の裁定事務に必要な範囲で、都道府県相互に閲覧できる個人情報の範囲を拡大してきていること、
 - ・ 平成 28 年 1 月から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号を取り扱うシステムとなっていること、から、各都道府県におかれては、個人情報保護に関する法令、援護システム運用管理規程等を遵守し、引き続き情報セキュリティ対策を徹底するようお願いしたい。

3 援護システム利用者のアクセス権限の申請について

- 援護システムでは、なりすまし防止や不要となったアクセス権限を定期的に削除し、主体認証情報の管理を徹底する観点から、毎年度、新たなアクセス権限付与の申請を必要としている。「平成 30 年度アクセス権限付与申請」については、3 月下旬に援護システム担当者宛に案内するので、平成 30 年度における援護システム利用者及び利用者の利用状況に応じた権限項目を各都道府県において精査の上、4 月上旬までに厚生労働省まで申請をお願いしたい。

第12 旧令共済組合員に関する履歴証明等について

1 旧令共済組合員に関する履歴証明事務

- 旧陸軍軍属に関する都道府県の履歴証明事務については、日本年金機構から依頼があった場合、援護・業務課調査資料室の保管資料を添付のうえ証明依頼を行うので、請求者が高齢者であることに配慮し、可及的速やかな事務処理をお願いしたい。

- また、旧陸軍軍属期間を厚生年金に反映させるための履歴証明依頼について、都道府県に照会があった場合には、「最寄りの年金事務所」宛てに申請手続きをするようご案内をお願いしたい。

- なお、例年実施している「援護関係施行事務研修会」において、「旧令共済組合員期間の履歴証明事務」について、履歴証明が困難な具体的事例を用いての事例研究を行うので、各都道府県担当者の積極的なご出席をお願いしたい。

2 人事関係資料の照会

(1) 陸軍関係

当室に履歴事項について調査を依頼する際には「陸軍軍歴証明事務関係通知集」（昭和53年3月改刷）71～73頁を参照いただき、対象者の履歴申立書及び都道府県保管資料の写しを添付のうえ、依頼するようお願いしたい。

(2) 海軍関係

旧海軍人事関係資料について、問い合わせがあった場合には、当室あて直接照会されるようご案内をお願いしたい。

なお、恩給受給資格調査のための照会は、「第12旧陸海軍関係恩給進達事務について」に記載のとおり都道府県において対応をお願いしたい。

3 人事関係資料等の保存

各都道府県において保管する旧軍から引き継いだ人事関係資料等は歴史的公文書であることから、自治体の公文書館へ移管等を行うなど、条例等法規に照らし散逸や廃棄することがないように、適宜、保存をお願いしたい。

第 13 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について

昭和 20 年 8 月 9 日以来の旧ソ連軍の侵攻により、旧日本軍人等が旧ソ連地域またはモンゴル人民共和国（当時）の地域で抑留された抑留者は、戦後、極寒の地で長期間にわたり劣悪な環境のもと多大な苦難を強いられ、その間、過酷な強制労働に従事させられた。

これらの抑留者を約 57 万 5 千人、強制抑留下において死亡した抑留者を約 5 万 5 千人と厚生労働省では推計している。

厚生労働省では、平成 3 年に日ソ間で締結した協定に基づき、同年以降ロシア連邦政府等より死亡者名簿等を入手し、同政府等から提供された抑留者関係資料については、日本側資料との照合調査を行い、個人を特定できた方については、本籍地都道府県の協力を得て遺族調査の上、御遺族に資料の記載内容をお知らせしてきている。

平成 29 年度は、新たにシベリア・モンゴル地域 288 人（※）、その他地域 23 人（※）、合計 311 人（※）の個人を特定している。（※平成 30 年 1 月末現在）

厚生労働省では、平成 27 年 4 月以降、個人を特定できた方について、速やかに関係御遺族に情報提供を行う観点から、原則として毎月、身元特定者を公表するとともに、各都道府県に対し関係御遺族の現住所調査等についてご協力をお願いしている。

御遺族の高齢化を踏まえ速やかな対応が必要であるため、各都道府県におかれては関係御遺族の現住所調査及びお知らせの送付についてご協力をお願いしたい。

なお、抑留帰還者に関する資料については、ロシア政府より約 47 万人分、モンゴル政府より約 1 万人分の個人資料が提供されており、帰還者本人又はその御遺族が希望する場合には、当該資料を提供している。各都道府県に問い合わせがあった場合は、調査資料室あて直接照会するよう御案内をお願いしたい。

<照合調査による個人の特定状況（平成 30 年 1 月末現在）>

	死亡者数	個人を特定
シベリア・モンゴル地域	約 5 万 5 千人（注 1）	約 4 万人（注 2）

（注 1）主に昭和 20 年代の引揚時の港における抑留帰還者からの聴取により推計

（注 2）この他にその他地域（興南、大連、樺太等）で約 1 千人の個人を特定

参 考 资 料

第1 平成30年度予算案事項別内訳

厚生労働省社会・援護局(援護関係)

事 項	平成29年度 予 算 額	平成30年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	16,651,073	14,557,743	▲ 2,093,330	
(項) 厚生労働本省共通費	2,391	2,360	▲ 31	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	2,391	2,360	▲ 31	
(項) 遺族及留守家族等援護費	12,244,864	10,221,930	▲ 2,022,934	
遺族及留守家族等の援護に必要な経費	12,244,864	10,221,930	▲ 2,022,934	
援護審査会経費	1,046	1,002	▲ 44	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	10,531,214	8,978,545	▲ 1,552,669	援護年金等の支給 10,436百万円 → 8,881百万円
戦傷病者特別援護経費	309,915	293,329	▲ 16,586	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 (しょうけい館の運営費) 176百万円 → 177百万円
				2 医療費の支給 98百万円 → 82百万円
				3 特別援護費関係 ・療養手当 月額 30,300円 → 30,300円 ・葬祭費 単価 206,000円 → 206,000円
未帰還者留守家族等援護経費	19,523	19,528	5	葬祭料 単価 206,000円 → 206,000円
未帰還者に関する特別措置経費	488	488	0	
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の支給事務に必要な経費	629,279	450,965	▲ 178,314	
昭和館等に係る経費	753,399	478,073	▲ 275,326	1 昭和館運営費 454百万円 → 467百万円 2 昭和館の防災機能強化に係る経費(前年度限り) 289百万円→0
(項) 戦没者慰霊事業費	3,053,171	2,988,906	▲ 64,265	
戦没者の遺骨収集事業等に必要な経費	3,053,171	2,988,906	▲ 64,265	
戦没者遺骨処理等諸費	2,583,075	2,521,542	▲ 61,533	1 遺骨収集関連事業 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④インドネシア ⑤パラオ ⑥マリアナ諸島 ⑦トラック諸島 ⑧マーシャル諸島 ⑨キルバート諸島 ⑩ミャンマー ⑪インド ⑫樺太 ⑬沖縄 ⑭硫黄島 ○旧ソ連地域(⑮ハバロフスク地方 ⑯沿海地方 ⑰クラスノヤルスク地方 ⑱ザバイカル地方 ⑲ブリティッシュ共和国) 2 慰霊巡拝 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④パラオ諸島 ⑤北ホルネオ ⑥ミャンマー ⑦中国 ⑧硫黄島 ○旧ソ連地域(⑨ハバロフスク地方 ⑩沿海地方 ⑪イルクーツク州 ⑫アルタイ地方・ケロボ州・ノシビルスク州) 3 慰霊碑の補修等 4 遺骨・遺留品の伝達 5 戦没者遺骨に係るDNA鑑定
戦没者追悼式挙行等に必要な経費	470,096	467,364	▲ 2,732	1 全国戦没者追悼式挙行経費 151百万円 → 151百万円 2 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 259百万円 → 259百万円 3 国内・海外民間建立慰霊碑の移設等 26百万円 → 22百万円

事 項	平成29年度 予 算 額	平成30年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
(項) 中国残留邦人等支援事業費	1,096,311	1,080,968	▲ 15,343	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	1,096,311	1,080,968	▲ 15,343	
中国残留邦人等に対する生活支援	477,780	487,159	9,379	・満額の老齢基礎年金等支給のための保険料の追納 56百万円 → 68百万円
定着自立援護	437,772	414,974	▲ 22,798	
帰国受入援護	127,505	123,889	▲ 3,616	・永住帰国見込世帯人員 2世帯 8人 → 2世帯 8人 ・一時帰国見込世帯人員 63世帯121人 → 66世帯 128人
身元調査等	29,349	28,632	▲ 717	・訪中調査対象孤児数 8人 → 4人 ・訪日調査対象者数 1人 → 1人
介護に係る環境整備	23,905	26,314	2,409	
(項) 恩給進達等実施費	254,336	263,579	9,243	
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	254,336	263,579	9,243	
資料整備諸費	208,503	217,669	9,166	
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	1,800	1,765	▲ 35	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	44,033	44,145	112	

社会・援護局(社会)計上分	9,465,488	9,123,604	▲ 341,884	
(項)生活保護等対策費	9,465,488	9,123,604	▲ 341,884	
中国残留邦人等に対する生活支援	9,465,488	9,123,604	▲ 341,884	
中国残留邦人生活支援給付金	9,257,466	8,903,324	▲ 354,142	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
配偶者支援金	208,022	220,280	12,258	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
中国残留邦人等に対する生活支援	生活困窮者自立 支援法等に係る 補助金の内数	生活困窮者自立 支援法等に係る 補助金の内数		・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成29年度 予 算 額	平成30年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	26,116,561	23,681,347	▲ 2,435,214	
社会・援護局(援護)計上分	16,651,073	14,557,743	▲ 2,093,330	
社会・援護局(社会)計上分	9,465,488	9,123,604	▲ 341,884	

(参考) 平成30年度予算(案) 地方公共団体等予算事項別内訳

事 項	平成29年度 予 算 額	平成30年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(援護)計上分	千円 1,164,991	千円 1,030,728	千円 ▲ 134,263	
(項) 遺族及留守家族等援護費	631,232	509,199	▲ 122,033	
(目) 遺族及留守家族等援護事務委託費	626,368	504,335	▲ 122,033	
(目細) 戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	68,837	70,664	1,827	
(目細) 留守家族等援護事務委託費	15,801	15,852	51	1 留守家族等援護 117千円 2 未帰還者特別措置 150千円 3 戦傷病者特別援護 15,585千円
(目細) 特別給付金等支給事務委託費	541,730	417,819	▲ 123,911	
(目) 遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,864	4,864	0	沖縄県
(項) 戦没者慰霊事業費	40,456	39,529	▲ 927	
(目) 旧軍関係調査事務等委託費	2,958	2,727	▲ 231	
(目細) 旧軍関係調査事務等委託費	2,958	2,727	▲ 231	
(目) 遺骨収集等委託費	21,161	24,766	3,605	沖縄県
(目) 遺骨収集等派遣費補助金	16,337	12,036	▲ 4,301	・国内民間建立慰霊碑の移設等 12,036千円
(項) 中国残留邦人等支援事業費	458,657	447,777	▲ 10,880	
(目) 遺族及留守家族等援護事務委託費	458,657	447,777	▲ 10,880	
(目細) 特別給付金等支給事務委託費	212	212	0	
(目細) 引揚者等援護事務委託費	458,445	447,565	▲ 10,880	「支援・相談員」の配置 398,840千円
(項) 恩給進達等実施費	34,646	34,223	▲ 423	
(目) 旧軍関係調査事務等委託費	34,646	34,223	▲ 423	
(目細) 旧軍関係調査事務等委託費	5,653	5,835	182	
(目細) 旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	28,993	28,388	▲ 605	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 26,675千円 2 戦没者叙勲等進達関係 1,713千円

事 項	平成29年度 予 算 額	平成30年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(社会)計上分	9,465,488	9,123,604	▲ 341,884	
(項) 生活保護等対策費	9,465,488	9,123,604	▲ 341,884	
(目) 生活扶助費等負担金	4,328,091	4,296,116	▲ 31,975	
(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金	4,120,069	4,075,836	▲ 44,233	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(小事項) 配偶者支援金	208,022	220,280	12,258	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
(目) 医療扶助費等負担金	4,904,567	4,644,213		
(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金	4,904,567	4,644,213		
(目) 介護扶助費等負担金	232,830	183,275		
(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金	232,830	183,275		
(目) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	生活困窮者自立 支援法等に係る 補助金の内数	生活困窮者自立 支援法等に係る 補助金の内数		・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成29年度 予 算 額	平成30年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	10,630,479	10,154,332	▲ 476,147	
社会・援護局(援護)計上分	1,164,991	1,030,728	▲ 134,263	
社会・援護局(社会)計上分	9,465,488	9,123,604	▲ 341,884	

第2 昭和館について

昭和館は戦没者遺族に対する援護施策の一環として、戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えるための国立の施設です。(平成11年3月開設)	
7階	常設展示室(戦中の人々の暮らし) 昭和10年頃から昭和20年(終戦)までの戦中における国民生活を伝える実物資料を展示
6階	常設展示室(戦後の人々の暮らし) 昭和20年(終戦)から昭和40年頃までの戦後における国民生活を伝える実物資料を展示
5階	映像・音響室 当時の記録写真、映像、ニュース映画、SPLレコード等を収集コンピュータで検索して視聴できる。
4階	図書室 当時の国民生活を中心とした図書・雑誌を収集様々な目的に応じて、検索、閲覧ができる
3階	会議室 特別企画展などを開催
2階	広場 憩いの場
1階	懐かしのニュースシアター 戦中・戦後の国民生活を再現する当時のニュース映画を毎日上映(番組は毎週変更)

特別企画展等(平成11年度から毎年開催)	
平成30年3月10日～5月6日	希望を追いかけて～フロリダ州立大学所蔵写真展～(仮称)
平成30年7月21日～9月9日	昭和館で学ぶ『この世界の片隅に』(仮称)
平成31年3月頃	テーマ未定

地方巡回特別展(平成13年度から毎年開催)	
平成30年10月12日～23日	戦中・戦後の暮らし 群馬展(群馬県前橋市)
平成30年11月10日～23日	戦中・戦後の暮らし 香川展(香川県高松市)

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1
開 館 時 間	10:00～17:30 (入館17:00まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
ア ク セ ス	地下鉄「九段下駅」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	http://www.showakan.go.jp
入 館 料	小中学生:無料 高校・大学生:150円 大人300円 (その他、無料・割引制度あり)

第3 しょうけい館について

●設置目的

しょうけい館は、戦傷病者とそのご家族等の戦中・戦後に体験したさまざまな労苦についての証言・歴史的資料・書籍・情報を収集、保存、展示し、次世代にその労苦を伝えるための国立の施設です。

(平成 18 年3月開設)

●事業の概要

- 1 展示事業 2 図書映像資料等閲覧事業 3 関連情報提供事業

《常設展示について》

体験者の証言を基に戦場で負傷したある兵士の足跡を辿る形で戦傷病者とその家族の労苦をお伝えします。



戦場スケッチ

《企画展について》

常設展示とは違った視点や内容等により、春と夏に企画展を開催します。また高知県で地方展を開催する予定です。

企画展(平成19年度から毎年開催)	
平成30年3月6日～5月6日	目となり 手となり 足となり～戦傷病者を支えた義眼・義手・義足～
平成30年7月頃	テーマ未定
平成31年3月頃	テーマ未定

地方展(平成27年度から開催)	
平成30年6月30日～7月8日	しょうけい館-戦傷病者史料館-長崎展(仮称)

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-5-13 ツカキスクエア九段下
開 館 時 間	10:00～17:30(入館は午後 17:00 まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
ア ク セ ス	地下鉄「九段下」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.shokeikan.go.jp
入 館 料	無料

第4 中国残留邦人等の数

1 中国残留邦人の状況（平成29年12月31日現在）

（1） 孤児の肉親調査

孤児総数 2,818人
うち身元判明者 1,284人

（2） 永住帰国の状況

永住帰国者の総数 6,721人（家族を含めた総数 20,902人）
うち孤児 2,556人（ ” 9,377人）
うち婦人等 4,165人（ ” 11,525人）

（注） 孤児世帯の中に夫婦とも孤児の者が4世帯いるので、帰国世帯数は、孤児2,552世帯、婦人等4,165世帯、計6,717世帯である。

（3） 一時帰国の状況

一時帰国の延人数 6,017人（家族を含めた総数 10,107人）
うち孤児 1,408人（ ” 2,760人）
うち婦人等 4,609人（ ” 7,347人）

2 樺太等残留邦人の状況（平成29年12月31日現在）

（1） 永住帰国の状況

永住帰国者の総数 109人（家族を含めた総数 275人）
うち樺太 86人（ ” 220人）
うち旧ソ連本土 23人（ ” 55人）

（注） 永住帰国者世帯の中には、残留邦人である家族が5人いるので、残留邦人の帰国世帯総数は104世帯である。

（2） 一時帰国の状況

一時帰国の延人数 2,271人（家族を含めた総数 3,309人）
うち樺太 1,998人（ ” 2,836人）
うち旧ソ連本土 273人（ ” 473人）

3 満額の老齢基礎年金を受給するための一時金受給者数

平成29年12月31日現在

6,228人

4 支援給付受給者数 平成29年11月現在（福祉行政報告例）

4,196世帯 6,203人

5 配偶者支援金受給者数 平成29年11月現在（福祉行政報告例）

403人

第5 中国残留邦人等に対する支援策

中国帰国者
支援・交流センター
(全国7ブロックに設置)
(北海道、東北、首都圏、
東海・北陸、近畿、
中国・四国、九州)

＜帰国後6ヶ月間の定着促進支援(首都圏センター)＞ 宿泊・通所研修

*平成28年度から、中国帰国者定着促進センターの機能を統合

- ・集中的な日本語教育、生活指導、就職相談等の定着促進事業
- ＜定着促進支援修了後1年間の自立研修支援(首都圏センター)＞ 通所研修
- ・集中的な日本語習得支援、生活相談等を行う自立研修事業
- ＜永続的な支援(7センター共通)＞ 通所研修
- ・日本語学習支援、日本語交流サロン支援
- ・生活相談、地域の人々や帰国者同士の交流支援
- ・各自治体が実施する地域生活支援事業に対する助言・協力等の支援
- ・介護に係る環境整備事業

※国が委託する施設での支援

研修施設での支援

・帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても保険料の納付を認める。
・納付に必要な額は全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金等を支給。

満額の老齢基礎
年金等の支給

※自治体が支援給付及び配偶者
支援金の支給事務を実施

生活支援

＜支援給付＞

- ・満額の老齢基礎年金等については、収入認定除外
厚生年金等その他の収入がある者については、その3割を収入認定除外
- ・生活支援給付の他に、住宅費、医療費、介護費等も個々の世帯に応じて支給
- ・中国語等のできる支援・相談員の配置
- ＜配偶者支援金＞
- ・中国残留邦人等死亡後の特定配偶者(「特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して配偶者である者)に対して支給

支援給付及び
配偶者支援金の支給

※自治体が地域の事情
に応じて実施

地域での支援

- ◎地域での中国残留邦人等支援ネットワーク事業
- ・地域住民の理解を得るための研修会開催に必要な経費の補助
- ・地域住民や中国残留邦人等の調整を行う者(支援リーダー)の活動費補助 等
- ◎身近な地域での日本語教育支援
- ・地域ボランティアが実施する日本語教室に対する助成
- ・民間日本語学校利用時の受講料補助 等
- ◎自立支援通訳、自立指導員等の派遣費用の補助
- ◎中国帰国者等への地域生活支援プログラムの実施
- ◎二世に対する就労支援

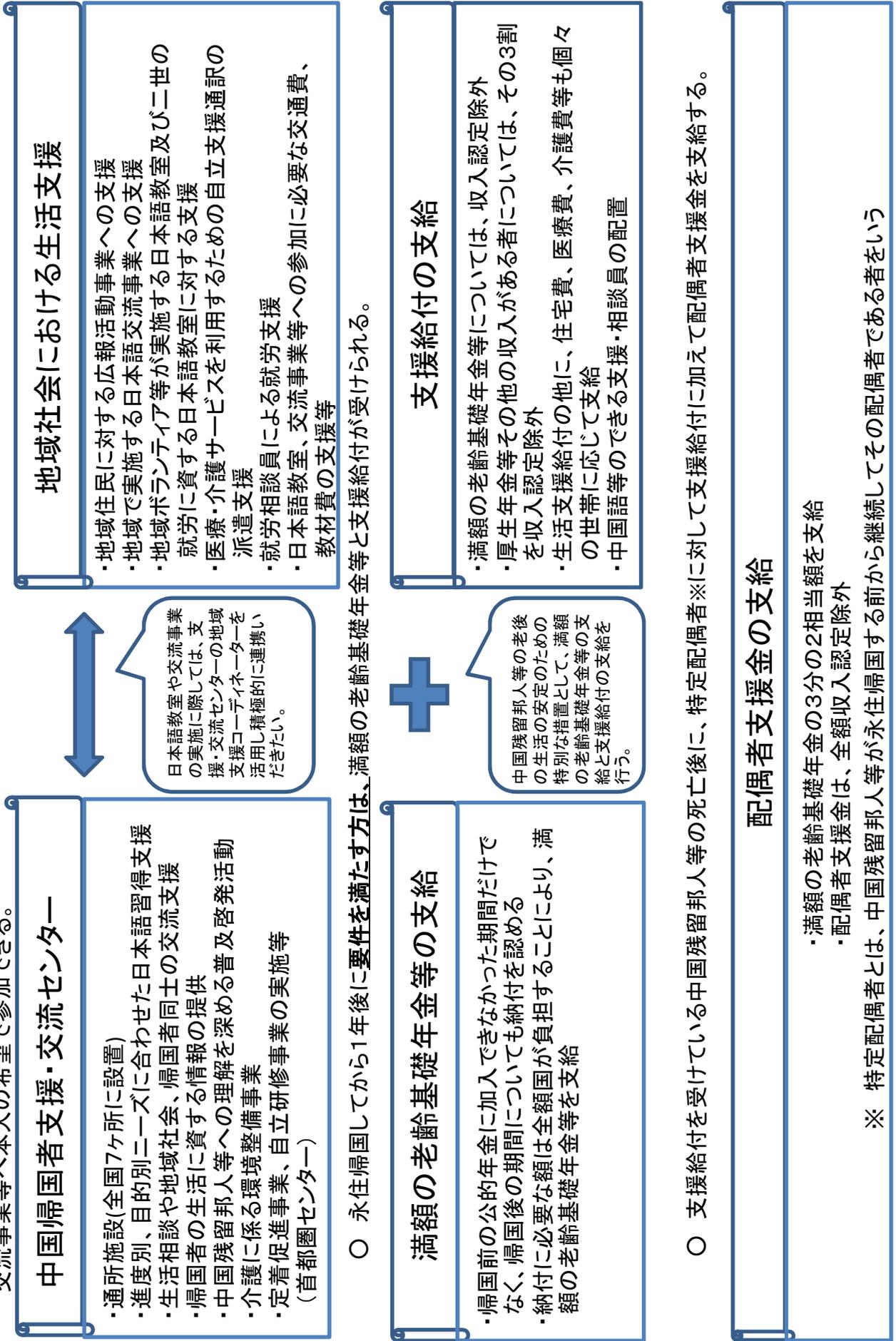
地域での多様な
ネットワークを活用し、
地域で安定して生活
できる環境を構築

※生活困窮者就労準備支援事業
費等補助金事業(10/10国庫補
助)として実施

(参考1) 定着後の生活支援

下記を活用して地域社会での生活を支援している。

- 地域に定着後は、生活支援を受けながら、中国帰国者支援・交流センター等や地域社会での生活支援により日本語を学んだり、交流事業等へ本人の希望で参加できる。



(参考2)

中国残留邦人等の介護に係る環境整備 (各中国帰国者支援・交流センターに委託して実施)

中国残留邦人等は高齢化し、介護サービスの需要も年々増加しているが、言葉の問題や生活習慣の違いなどから、介護サービスの細かい内容について要望を伝えることができないことや、事業所職員や周りの利用者等とのコミュニケーションが取れないことなどにより、希望する介護サービスを受けられない等の状況にある。

これらの問題を解消するため、中国残留邦人等が安心して介護サービスを受けられる環境を整備する。

- 1 全国7ヶ所の中国帰国者支援・交流センターに、中国残留邦人等の特性を理解し、介護に関する知識を有する「介護支援コーディネーター」を配置する。
- 2 介護事業所や中国残留邦人等の居宅を訪問し、中国語による語りかけを行うボランティアとして、同センターに「中国残留邦人等語りかけボランティア」を登録する仕組みを設ける。

(事業のイメージ)

中国帰国者支援・交流センター (全国7か所)

介護支援
コーディネーター

- ◎ 語りかけボランティアの募集・研修
- ◎ 中国残留邦人等のニーズとボランティアの希望を調整し
訪問先・日程等を調整
- ◎ 支援・相談員への情報提供・助言、支援・相談員からの
相談対応
- ◎ 管内介護事業所について中国語対応能力などの実態
把握

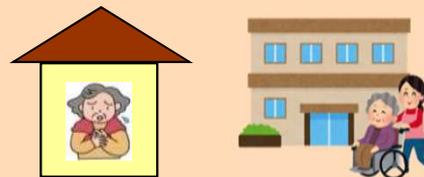
登録

ボランティアの訪問先・日時等を
コーディネーターがマッチング

中国残留邦人等
語りかけボランティア

訪問

介護サービス利用に困難
のある中国残留邦人等



(参考3)

支援・相談員配置基準

支援給付受給世帯数	配置人数	稼働日数の目安(年間)
1世帯	1人	7日間
2世帯以上4世帯以下	1人	21日間
5世帯以上9世帯以下	1人	49日間
10世帯以上19世帯以下	1人	105日間
20世帯以上29世帯以下	1人	175日間
30世帯以上59世帯以下	1人	常勤
60世帯以上89世帯以下	2人	常勤
90世帯以上119世帯以下	3人	常勤
120世帯以上149世帯以下	4人	常勤
150世帯以上179世帯以下	5人	常勤
180世帯以上	6人	常勤

※中国残留邦人等の状況やニーズに応じた弾力的運用も可能(要協議)。

(参考4)

公営住宅の住替え関係(参考通知)

○「中国残留邦人等の公営住宅への入居の取扱いについて」(平成20年3月31日付け国住備第143号 国土交通省住宅総合整備課長から各都道府県住宅管理担当部長あて通知)

第三 特定入居の取扱いについて

中国残留邦人等の平均年齢が約70歳と高齢化していること、帰国した中国残留邦人等の多くが公営住宅に入居していることに鑑み、現に公営住宅に入居している中国残留邦人等又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体機能上の制限を受ける者となった場合等公営住宅法施行令第5条第3号に該当する場合には、特定入居による住替えの積極的な活用について検討されたい。

○「公営住宅に係る優先入居の取扱いについて」(平成25年6月27日付け国住備第57号 国土交通省住宅総合整備課長から各都道府県住宅管理担当部長あて通知)

第二 優先入居の対象世帯等

法令等において公営住宅への入居における特別の配慮等が位置付けられている者等、次の世帯については、現在の社会情勢に照らし、特に住居の安定確保が必要な者として優先入居の取扱いを行うことが適当と考えられます。事業主体においては、これらの世帯の取扱いについて、関係通知を参考にしつつ適切な運用をお願い致します。

①～⑦ 略

⑧ 中国残留邦人等世帯

(参考5) 地域生活支援事業の実施状況等

1. 自立支援通訳の派遣内容内訳

派遣内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医療機関・介護施設への派遣	95.2%	95.1%	84.4%
関係行政機関への派遣	2.6%	3.0%	9.6%
その他の派遣	2.2%	1.9%	6.0%
派遣回数	15,497	16,602	20,951

2. 支援給付受給世帯数と支援・相談員の配置人数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
支援給付受給世帯数	4,509	4,402	4,307
支援・相談員配置人数	399	402	380

※支援給付受給世帯数は「福祉行政報告例」における月平均

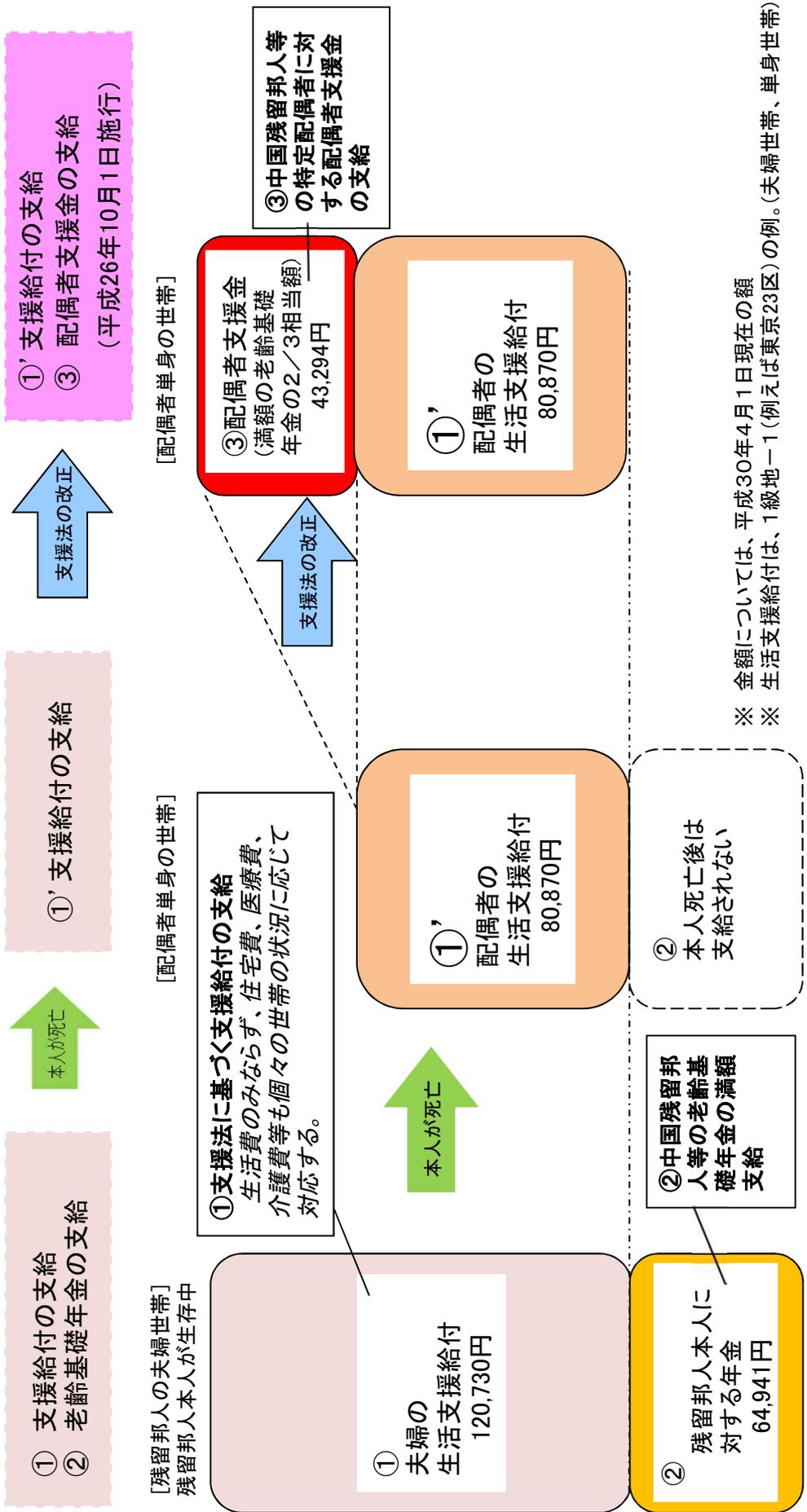
3. 主な中国残留邦人等地域生活支援事業の実施状況

事業内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
地域住民に対する 広報活動事業	12	11	10
地域で実施する日本語 交流事業の支援	58	57	59
日本語教室の開催に 必要な経費の支援	65	61	59
自立支援通訳派遣事業	86	88	110
交通費・教材費の支援	146	134	137

※数字は自治体数(都道府県、指定都市、中核市、一般市を含む)

第6 配偶者支援金（中国残留邦人等の配偶者に対する支援策）

中国残留邦人等の死亡後に、特定配偶者に対して支援給付に加えて、配偶者支援金（満額の老齢基礎年金の3分2相当額）を支給する。（平成26年10月1日施行）
 特定配偶者とは、特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者である者をいう。（平成25年改正後の支援法第2条第3項）



※ 金額については、平成30年4月1日現在の額
 ※ 生活支援給付は、1級地—1（例えば東京23区）の例。（夫婦世帯、単身世帯）

第7 中国帰国者支援・交流センター一覧

平成30年1月31日現在

名称 (事業の実施主体)	所在地	所長名 (委託団体の長)	開設年月日
北海道中国帰国者 支援・交流センター TEL : 011-252-3411 FAX : 011-252-3412 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 TEL : 011-241-3976 FAX : 011-251-3971	〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地 北海道社会福祉総合センター3階 交通： JR札幌駅から徒歩約8分 地下鉄南北線さっぽろ駅から徒歩約8分 地下鉄南北線・東西線大通駅から徒歩約10分	センター所長 齋藤 昇 北海道社会福祉協議会 会長 長瀬 清	平19.8.1
	〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地 北海道社会福祉総合センター3階		
東北中国帰国者 支援・交流センター TEL : 022-263-0948 FAX : 022-217-9388 社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 TEL : 022-225-8476 FAX : 022-715-8507	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館 交通： 地下鉄南北線勾当台公園駅から徒歩約8分 市バス県庁市役所前下車徒歩約5分	センター所長 米谷 満 宮城県社会福祉協議会 会長 鈴木 隆一	平19.8.1
	〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館3F		
首都圏中国帰国者 支援・交流センター TEL : 03-5807-3171 FAX : 03-5807-3174 公益財団法人 中国残留孤児援護基金 TEL : 03-3501-1050 FAX : 03-3501-1026	〒110-0015 東京都台東区東上野1-2-13 カーニヴァル新御徒町6階(教室)・7階(事務所) 交通： つくばエクスプレス、都営地下鉄大江戸線「新御徒町駅」A1出口より徒歩1分 JR山手線「御徒町駅」北口より徒歩7分 東京メトロ日比谷線「仲御徒町駅」3出口より徒歩6分 東京メトロ銀座線「稲荷町駅」より徒歩6分	センター所長 小林 悦夫 中国残留孤児援護基金 理事長 炭谷 茂	平13.11.1
	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目5番8号 オフィス虎ノ門1ビル		
東海・北陸中国帰国者 支援・交流センター TEL : 052-954-4070 FAX : 052-954-4071 社会福祉法人 愛知県厚生事業団 TEL : 052-325-7325 FAX : 052-325-7320	〒461-0014 愛知県名古屋市東区槿木町1-19 日本棋院中部会館6階 交通： 名古屋駅市バスターミナル グリーンホーム5番 上飯田行きまたは大曾根行き利用東片端下車 徒歩3分 JR名古屋駅・名鉄名古屋駅から地下鉄桜通線利用 高岳駅下車1番出口北へ徒歩10分 JR金山駅・名鉄金山駅から地下鉄名城線利用久屋大通駅 乗換え地下鉄桜通線高岳駅下車1番出口北へ徒歩10分	センター所長 木村 啓一 愛知県厚生事業団 理事長 樋口 光男	平18.9.1
	〒461-0032 愛知県名古屋市東区出来町2-8-21		
近畿中国帰国者 支援・交流センター TEL : 06-6361-6114 FAX : 06-6361-2997 公益財団法人 大阪YWCA TEL : 06-6361-0838 FAX : 06-6361-2997	〒530-0026 大阪府大阪市北区神山町11-12 交通：阪急梅田駅から東へ徒歩10分 阪神梅田駅から東へ徒歩10分 JR大阪駅から東へ徒歩10分 地下鉄堺筋線扇町駅A2番出口から西へ徒歩5分 地下鉄谷町線中崎町駅1番出口から南へ徒歩5分 JR環状線天満駅から西へ徒歩7分	センター所長 山下 つねよ 大阪YWCA 代表理事 鹿野 幸枝	平13.11.1
	〒530-0026 大阪府大阪市北区神山町11-12		
中国・四国中国帰国者 支援・交流センター TEL : 082-250-0210 FAX : 082-254-2464 社会福祉法人 広島県社会福祉協議会 TEL : 082-254-3411 FAX : 082-252-2133	〒732-0816 広島県広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内 交通： 広島・広電バス「皆実町1丁目」(産業会館前)下車 徒歩1分 路面電車「比治山橋」電停下車 徒歩5分 広島・広電バス「大学病院入口」下車 徒歩10分	センター所長 松野 禎水 広島県社会福祉協議会 会長 山本 一隆	平18.9.1
	〒732-0816 広島県広島市南区比治山本町12-2		
九州中国帰国者 支援・交流センター TEL : 092-589-6667 FAX : 092-589-6665 社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 TEL : 092-584-3377 FAX : 092-584-3369	〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1番7 福岡県総合福祉センター(カ-パ-プ-ラザ)内 交通： JR鹿児島本線「春日駅」下車 徒歩1分 西鉄大牟田線「春日原駅」下車 徒歩9分 西鉄バス「JR春日駅」下車 徒歩1分	センター所長 迫丸 恒子 福岡県社会福祉協議会 会長 小川 弘毅	平16.6.1
	〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1番7 福岡県総合福祉センター(カ-パ-プ-ラザ)内		

●支援・交流センターHP <http://www.sien-center.or.jp/>

第8 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移

平成30年1月31日現在

1 集団による訪日調査によるもの

区 分 (実施時期)	訪日人員	うち判明	判明率
第1次 (昭56.3)	47人	30人	63.8%
第2次 (昭57.2~3)	60	45	75.0
第3次 (昭58.2~3)	45	25	55.6
第4次 (昭58.12)	60	37	61.7
第5次 (昭59.2~3)	50	27	54.0
第6次 (昭59.11~12)	90	39	43.3
第7次 (昭60.2~3)	90	39	43.3
第8次 (昭60.9)	135	41	30.4
第9次 (昭60.11~12)	135	34	25.2
第10次 (昭61.2~3)	130	34	26.2
第11次 (昭61.6)	200	80	40.0
第12次 (昭61.9)	200	64	32.0
第13次 (昭61.10~11)	100	34	34.0
第14次 (昭61.12)	42	15	35.7
第15次 (昭62.2~3)	104	28	26.9
昭62-1 (昭62.11)	50	10	20.0
昭62-2 (昭63.2~3)	50	13	26.0
昭63-1 (昭63.6~7)	35	12	34.3
昭63-2 (平元.2~3)	57	9	15.8
平成元年 (平2.2~3)	46	12	26.1
平成2年 (平2.11~12)	37	4	10.8
平成3年 (平3.11~12)	50	6	12.0
平成4年 (平4.11~12)	33	4	12.1
平成5年 (平5.10~11)	32	5	15.6
平成6年 (平6.11~12)	36	5	13.9
平成7年 (平7.10~11)	67	7	10.4
平成8年 (平8.10~11)	43	4	9.3
平成9年 (平9.10)	45(1)	3	6.8
平成10年 (平10.11)	27	5	18.5
平成11年 (平11.11)	20	2	10.0
計	2116(1)	673	31.8

注：()内の1人は、訪日後、日本人孤児を取り消された者で内数

2 訪日対面調査によるもの

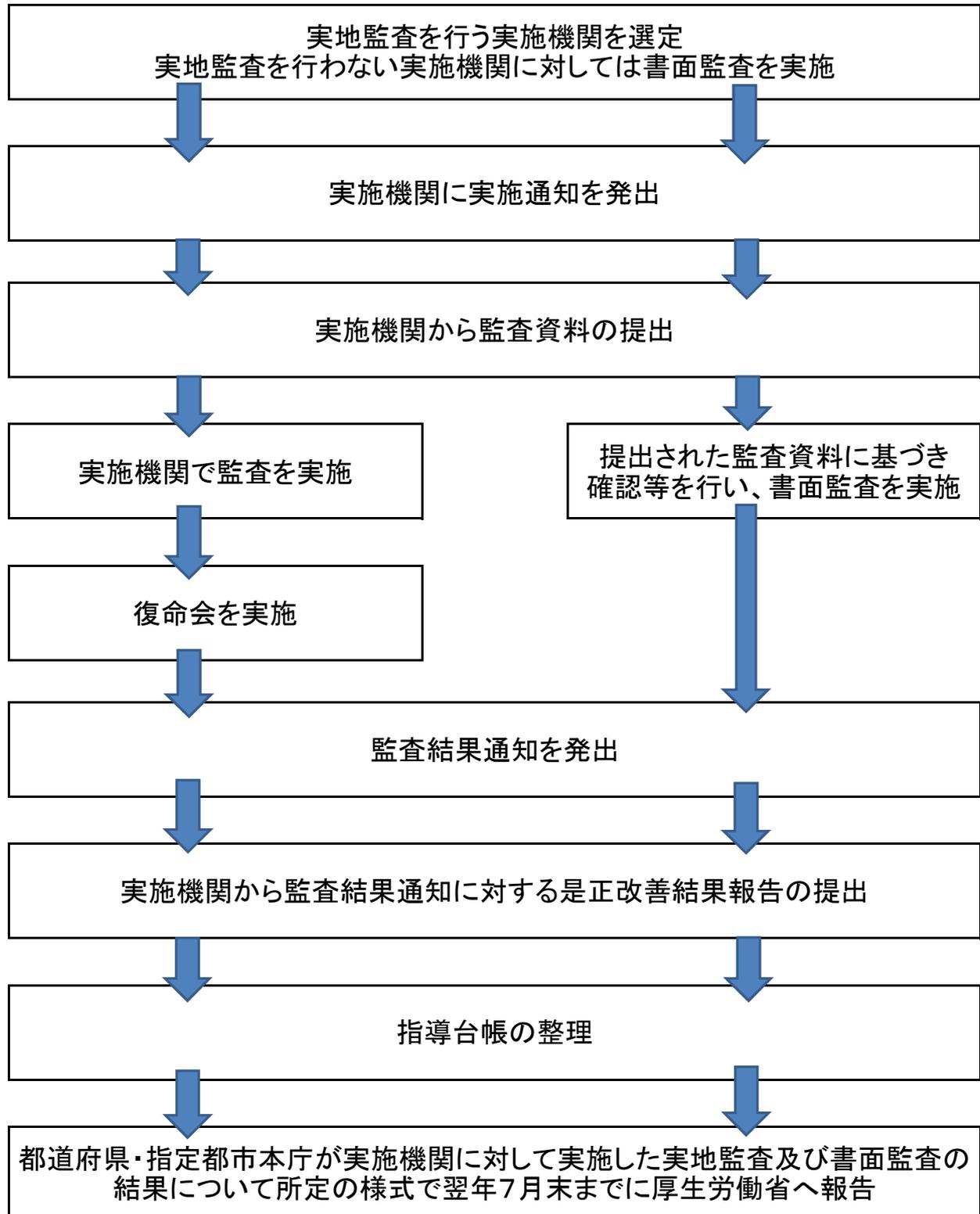
区 分	情報公開人員	うち判明	判明率
平成12年 (平12.11)	20人	3人	15.0%
平成13年 (平13.11)	20	4	20.0
平成14年 (平14.11)	6	1	16.7
平成15年 (平16.2)	10	1	10.0
平成16年 (平16.11)	12	1	8.3
平成17年 (平17.11)	5	0	0.0
平成18年 (平18.11)	7	0	0.0
平成19年 (平19.11)	4	1	25.0
平成20年 (平20.11)	3	1	33.3
平成21年 (平21.11)	1	0	0.0
平成23年 (平23.11~12)	1	0	0.0
平成24年 (平24.11~12)	1	0	0.0
計	90	12	13.3

注：平成22年度・平成25年度～平成28年度は情報公開者が無かったため、訪日対面調査は行っていない（平成29年度も実施はない見込）。

第9 都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要

実地監査

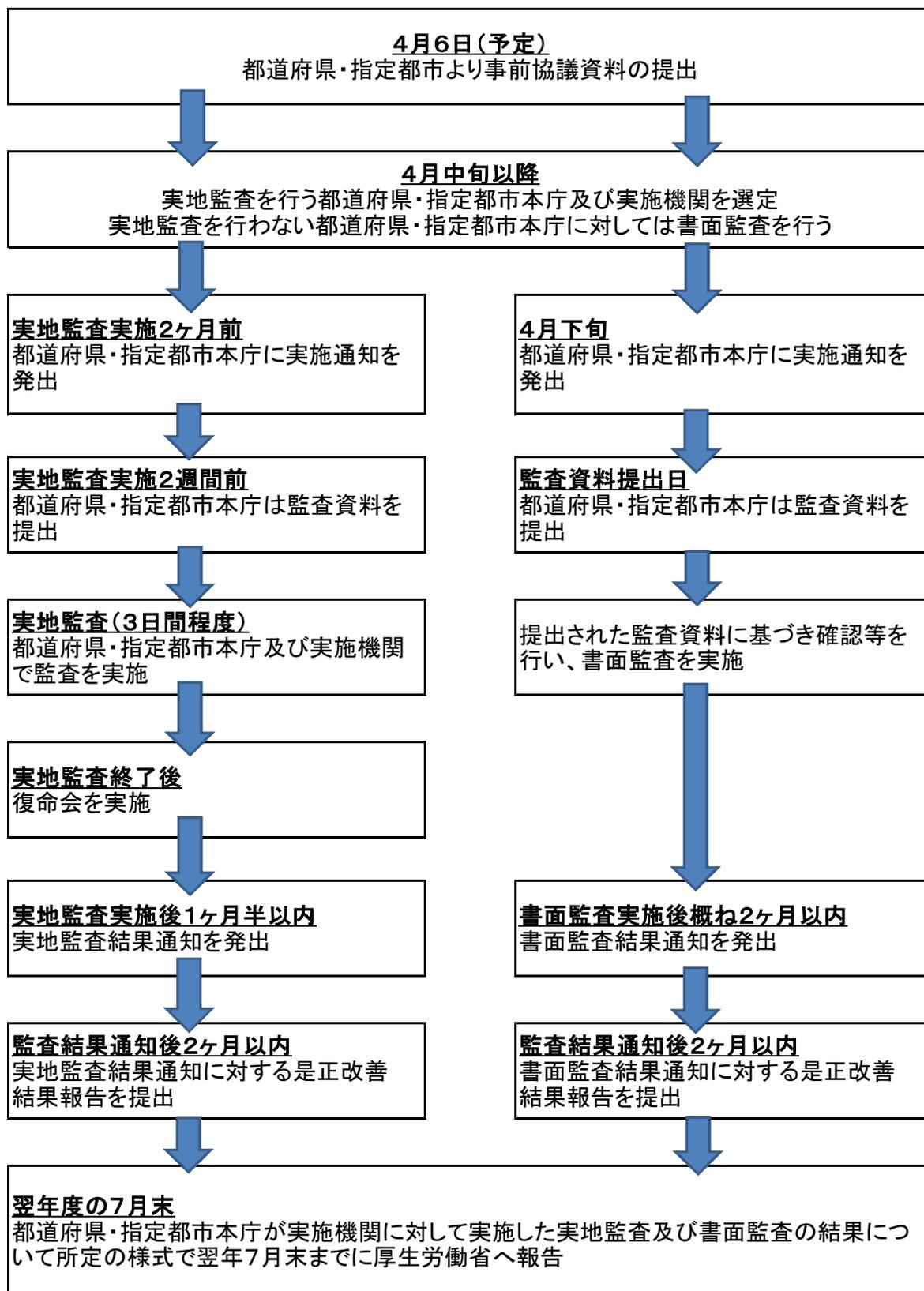
書面監査



第10 厚生労働省が実施する支援給付等施行事務監査の1年の流れ

実地監査

書面監査



第11 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成28年法律第12号)について

- ※ 平成27年9月11日、衆議院厚生労働委員長提出。同日衆厚労委・衆議院で可決(全会一致)、参議院は継続審議へ。
- 平成28年2月18日、参厚労委可決、2月24日、参議院で修正を経て可決(全会一致)、衆議院へ回付。3月23日、衆厚労委可決、3月24日、衆議院で可決、成立(全会一致)

【国の責務】

- ・ 国が戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、確実に実施
- ・ 平成28年度から平成36年度までの間を戦没者の遺骨収集の推進施策の集中実施期間とすること
- ・ 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の円滑・確実な実施を図るため、外務大臣、防衛大臣等と連携協力を図ること

【基本計画に基づく実施】

- ・ 政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本計画(平成36年度までの集中実施期間)を策定
- ・ 政府は、地域の状況に応じた計画的・効果的な遺骨収集を実施

平成28年5月31日 閣議決定

【実施法人の指定】

- ・ 戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とし、情報収集、遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる一般社団法人又は一般財団法人を厚生労働大臣が指定

【その他】

- ・ 政府の財政上の措置等
- ・ 情報収集及び分析
- ・ 関係国政府等の理解と協力
- ・ 鑑定等の体制整備

【厚生労働省設置法の改正】

- ・ 戦没者の遺骨の収集等を厚生労働省の所掌事務として法律上明示

【施行期日】

- ・ 平成28年4月1日

平成28年8月19日 法人を指定

【指定法人】一般社団法人「日本戦没者遺骨収集推進協会」

【会長】尾辻秀久 参議院議員

【所属団体(12団体)】

(一財)日本遺族会

(公財)大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会

(一財)全国強制抑留者協会

東部ニューギニア戦友・遺族会

全国ソロモン会

水戸二連隊パトリュー島慰霊会

特定非営利活動法人 太平洋戦史館

硫黄島協会

特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集集団

特定非営利活動法人 国際ボランティア学生協会

小笠原村在住硫黄島旧島民の会

特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会

「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画（平成28年5月31日閣議決定）」概要

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（抄）

- 第5条 政府は、集中実施期間における戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

主な記載事項

- 1. 集中実施期間**
 - ・ 平成28年度から平成36年度までを遺骨収集推進施策の集中実施期間とし、平成29年度までに各国の国立公文書館等の文書等の収集や現地調査といった必要な情報の収集に集中的に取り組み、それらの情報等をもとに戦没者の遺骨収集を実施する。
- 2. 関係行政機関との連携協力**
 - ・ 厚生労働省から協力を求められたときは、外務省、防衛省その他の関係行政機関は、可能な限り協力する。
（※）外務省：関係国の政府等との協議等、在外公館での専門担当官の配置、遺骨の一時保管、JICAへの協力要請 等
防衛省：硫黄島における輸送その他支援、自衛艦等の運行に際しての遺骨送還、防衛研究所の有する情報及び知見の提供 等
- 3. 事業計画の策定、情報収集・遺骨収集の実施**
 - （1）厚生労働省は、毎事業年度開始前に、別紙の集中実施期間における地域ごとの取組方針に即して、次年度の実施指針を策定し、指定法人は、毎事業年度開始前に、当該実施指針に即して、事業計画を策定する。
（※）実施指針の策定に当たっては、各地域における情報収集の状況、国際情勢等を踏まえ、地域特性等に即した取組目標等を可能な限り明確に設定し、事業の検証にも資するものとする。
 - （2）情報収集及び遺骨収集については、厚生労働省の指導監督の下、指定法人が、必要に応じて民間団体等の協力を得ながら、事業計画に基づいて実施する。ただし、相手国政府との協議等を要する場合は、必要に応じて政府の主体的な対応が要求される場合は、厚生労働省が実施する。
- 4. 戦没者の遺骨の鑑定等**
 - ・ 遺骨のDNAデータベース化を推進するとともに、遺留品等がなくても、部隊記録等の資料によりある程度戦没者が特定できる場合には、当該戦没者と関係すると思われる遺族に呼びかけを行い、DNA鑑定を実施する。
- 5. 実施状況の公表**
 - ・ 厚生労働省は、戦没者の遺骨収集等の実施状況を、毎事業年度終了後速やかにとりまとめ、公表する。 等

【別紙】集中実施期間における地域ごとの取組方針

一柱でも多くの遺骨を早期に收容又は本邦に送還し、遺族に引き渡すことが国の重要な責務であるとの認識の下、遺族の心情に鑑み、遺骨の尊厳を損なうことのないよう、丁寧な配慮をしつつ、地域ごとの取組方針に基づく戦没者の遺骨収集を推進する。

(1) 沖縄及び硫黄島

地域名	取組方針
沖縄	大規模な壕等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を実施する。 関係省庁で連携し、米軍施設及び区域内の遺骨収集について米国側の同意を得て、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。
硫黄島	関係省庁会議において策定された取組方針等を踏まえ、関係省庁が連携を図りつつ、遺骨収集を推進する。

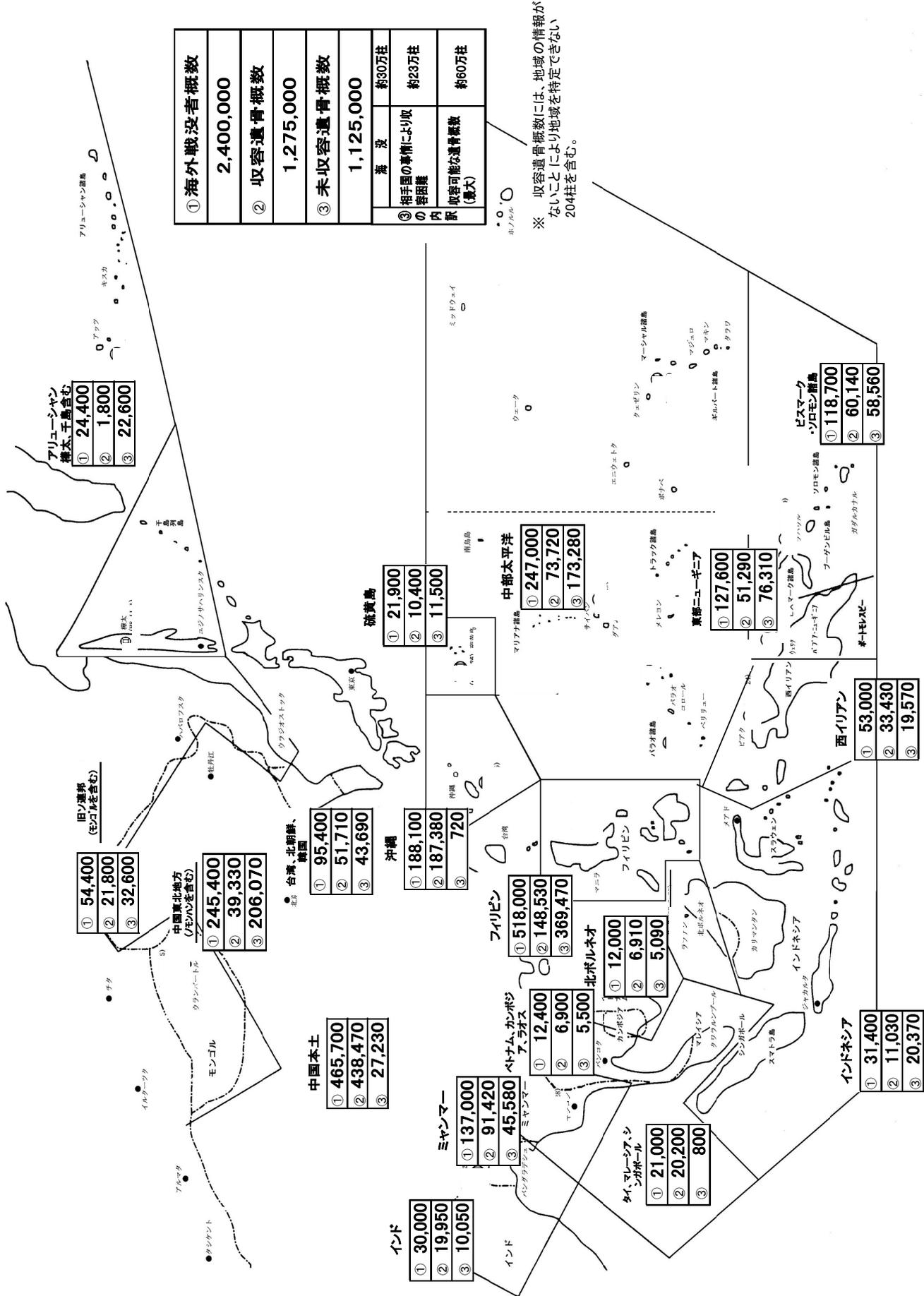
(2) 遺骨収集を推進する(1)以外の地域

ミャンマー、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島 等	資料調査や現地の事情に精通し、幅広い情報網を有する民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。
旧ソ連(ウズベキスタンを除く)、モンゴル	抑留中死亡者の埋葬地等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。
樺太・千島(北樺太を除く)	資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、又は、他国による戦没者の遺骨収集が実施された際に、我が国の戦没者であると思われる遺骨に関する情報が得られた場合には、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。

(3) 遺骨収集を推進するために現地政府等と協議等が必要な地域

フィリピン、中国本土、中国東北部(ノモンハンを含む)、インドネシア(西イリアンを含む)、マーシャル諸島、マリアナ諸島(グアムを含む)、ウズベキスタン、アリューシャン列島については、関係省庁と連携し、相手国側と必要な協議等を行い、その結果を踏まえて遺骨収集を推進する。

第12 地域別戦没者遺骨収容概見図(平成30年1月末現在)



第13 平成29年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝実施状況

(1) 遺骨収集等

平成30年1月末現在

地 域	実 施 期 間	派 遣 人 員 (人)			収 容 遺 骨 数 (柱)	備 考
		政 府 職 員	推 進 協 会	計		
【旧ソ連抑留中死亡者】						
ハバロフスク地方(事前協議・調査)	H29.5.23～6.6	1	2	3	0	
アムール州(事前協議・調査)	H29.5.23～6.6	2	1	3	0	
クラスノヤルスク地方・ケメロボ州(事前協議・調査)	H29.5.30～6.13	2	1	3	0	
ザバイカル地方(事前協議・調査)	H29.6.6～6.20	1	1	2	0	
ハバロフスク地方(遺骨収集①)※	H29.7.4～7.18	1	6	7	31	
アムール州(遺骨収集)※	H29.7.4～7.18	1	9	10	24	
ハバロフスク地方(遺骨収集②)※	H29.7.25～8.8	1	7	8	35	
クラスノヤルスク地方(遺骨収集)※	H29.7.25～8.8	1	8	9	27	
ザバイカル地方(遺骨収集)※	H29.7.25～8.8	1	6	7	92	
小 計		11	41	52	209	
【南方地域等】						
北マリアナ諸島(協議)	H29.4.26～4.28	2	2	4	0	
パラオ諸島(現地調査①)	H29.5.20～5.31	0	3	3	0	
マリアナ諸島(現地調査①)	H29.6.1～6.11	0	4	4	0	
グアム島(協議)	H29.6.6～6.9	2	0	2	0	
グアム島(協議)	H29.7.6～7.8	1	0	1	0	
マリアナ諸島(現地調査②)	H29.7.6～7.13	0	5	5	0	
ミャンマー(現地調査①)	H29.5.15～5.22	0	4	4	0	
パラオ諸島(現地調査②)	H29.7.22～8.2	0	3	3	0	
ビスマーク・ソロモン諸島(現地調査①)	H29.7.22～8.5	0	5	5	0	
マリアナ諸島(現地調査③)	H29.8.17～8.27	0	5	5	0	
トラック諸島(遺骨収集)※	H29.9.9～9.19	1	7	8	0	
マリアナ諸島(現地調査④)	H29.9.14～9.24	0	6	6	0	
ミャンマー(現地調査②)	H29.9.13～9.23	0	6	6	0	
ビスマーク・ソロモン諸島(現地調査②)	H29.9.30～10.14	0	3	3	0	
東部ニューギニア(現地調査①)	H29.10.14～10.28	0	5	5	0	
東部ニューギニア(現地調査②)	H29.10.18～11.1	0	5	5	0	
ビスマーク・ソロモン諸島(遺骨収集)※	H29.10.21～11.2	1	10	11	137	
インド(遺骨収集)※	H29.11.5～11.16	1	4	5	3	
東部ニューギニア(現地調査③)	H29.11.11～11.29	0	5	5	0	
ビスマーク・ソロモン諸島(現地調査③)	H29.11.11～11.25	0	4	4	0	
樺太・占守島(遺骨収集)※	H29.11.14～11.21	1	7	8	18	
マリアナ諸島(現地調査⑤)	H29.11.20～11.25	0	3	3	0	
パラオ諸島(現地調査③)	H29.11.28～12.17	0	8	8	0	
ミャンマー(現地調査③)	H29.12.3～12/17	0	7	7	0	
ハワイ(受領)	H29.12.4～12.7	2	0	2	13	
東部ニューギニア(現地調査④)	H29.12.6～12.13	0	2	2	0	
ビスマーク・ソロモン諸島(現地調査④)	H30.1.13～1.28	0	4	4	0	
小 計		11	117	128	171	

地 域	実 施 期 間	派 遣 人 員 (人)			収 容 遺 骨 数 (柱)	備 考
		政府職員	推進協会	計		
【硫黄島】						
第1回常駐(職)	H29.4.12～4.20	1	0	1	0	
第2回常駐(職)	H29.4.19～4.24	1	0	1	0	
調整業務(職)	H29.5.29～6.7	1	0	1	0	
第2回調整業務(職)	H29.7.4～7.13	1	0	1	0	
第3回常駐(職)	H29.7.12～7.20	1	0	1	0	
第4回常駐(職)	H29.7.19～8.3	1	0	1	0	
第5回常駐(職)	H29.7.30～8.10	1	0	1	0	
第6回常駐(職)	H29.8.9～8.21	1	0	1	0	
第7回常駐(職)	H29.8.20～8.31	1	0	1	0	
第8回常駐(職)	H29.8.31～9.6	1	0	1	0	
第9回常駐(職)	H29.9.3～9.11	1	0	1	0	
第12回立会指導監督・常駐※	H29.9.10～9.22	1	3	4	0	政府職員は9/25まで滞在
第13回立会指導監督・常駐※	H29.9.21～10.3	1	3	4	0	9/26に政府職員のみ交代
第2回遺骨収集※	H29.9.21～10.3	1	32	33	1	9/26に政府職員のみ交代
第14回立会指導監督・常駐※	H29.10.2～10.12	1	3	4	0	
第15回立会指導監督・常駐※	H29.10.11～10.24	1	3	4	0	
第16回立会指導監督・常駐※	H29.10.26～11.6	1	3	4	0	
第17回立会指導監督・常駐※	H29.11.5～11.13	1	3	4	0	
第18回立会指導監督・常駐※	H29.11.12～11.20	1	3	4	0	
第19回立会指導監督・常駐※	H29.11.19～11.30	1	3	4	0	政府職員は12/4まで滞在
第20回立会指導監督・常駐※	H29.12.1～12.11	1	3	4	0	12/4に政府職員のみ交代
第21回立会指導監督・常駐※	H29.12.12～12.22	1	3	4	0	12/18に政府職員のみ交代
滑走路地区地下壕調査	H29.12.13～12.18	2	0	2	0	
第22回立会指導監督・常駐※	H30.1.8～1.22	1	3	4	0	1/15に政府職員のみ交代
第23回立会指導監督・常駐※	H30.1.21～1.29	1	3	4	0	
第11回常駐(職)	H30.1.28～1.30	1	0	1	0	
小 計		27	68	95	1	
合 計		49	226	275	381	

※政府職員は指導監督として派遣

注)戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、戦没者遺骨の情報収集・遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる者として、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会を厚生労働大臣が指定。

(2) 慰霊巡拝

平成30年1月末現在

地 域	実施期間	派遣人員 (人)			ほか、弾力的運用による参加者※2	備 考
		政府職員	遺 族 ※1	計		
【旧ソ連抑留中死亡者】						
クラスノヤルスク地方	H29. 9. 3 ~ 9. 12	2	6	8		
ハバロフスク地方	H29. 9. 10 ~ 9. 19	2	10	12		
イルクーツク州	H29. 9. 17 ~ 9. 26	2	8	10	1	
沿海地方	H29. 9. 24 ~ 9. 28	2	7	9		
小 計		8	31	39	1	
【南方地域等】						
中国東北地方	H29. 9. 5 ~ 9. 14	2	13	15	1	
東部ニューギニア	H29. 9. 20 ~ 9. 27	4	21	25		
インドネシア	H29. 10. 4 ~ 10. 13	4	16	20		
トラック諸島	H29. 10. 26 ~ 11. 2	2	5	7		
小 計		12	55	67	1	
【硫黄島】						
硫黄島①	H29. 10. 24 ~ 10. 25	10	87	97		医師、看護師各1名同行
小 計		10	87	97		
合 計		30	173	203	2	

※1 遺族数に介助者は含まず

※2 補助金を支給しない参加遺族等

第15 都道府県別DNA鑑定結果

平成30年1月末現在

No.	都道府県	申請数	判明者数	否定数	鑑定待者数	備考
1	北海道	323	53	209	61	
2	青森県	53	25	25	3	
3	岩手県	70	25	36	9	
4	宮城県	44	20	22	2	
5	秋田県	35	10	19	6	
6	山形県	57	15	37	5	
7	福島県	62	21	30	11	
8	茨城県	61	23	30	8	
9	栃木県	38	16	19	3	
10	群馬県	36	17	15	4	
11	埼玉県	126	51	62	13	
12	千葉県	140	48	71	21	
13	東京都	229	81	116	32	
14	神奈川県	147	38	90	19	
15	新潟県	63	17	38	8	
16	富山県	34	14	16	4	
17	石川県	30	10	11	9	
18	福井県	22	6	8	8	
19	山梨県	31	12	11	8	
20	長野県	70	27	35	8	
21	岐阜県	54	17	36	1	
22	静岡県	74	32	27	15	
23	愛知県	96	40	37	19	
24	三重県	40	13	16	11	
25	滋賀県	24	7	16	1	
26	京都府	51	12	30	9	
27	大阪府	115	49	58	8	
28	兵庫県	84	33	40	11	
29	奈良県	43	16	12	15	
30	和歌山県	34	19	12	3	
31	鳥取県	15	6	7	2	
32	島根県	45	18	14	13	
33	岡山県	52	19	28	5	
34	広島県	143	66	67	10	
35	山口県	48	30	13	5	
36	徳島県	18	6	10	2	
37	香川県	18	5	11	2	
38	愛媛県	57	20	33	4	
39	高知県	43	15	25	3	
40	福岡県	103	49	40	14	
41	佐賀県	26	5	9	12	
42	長崎県	32	11	16	5	
43	熊本県	38	20	12	6	
44	大分県	38	8	22	8	
45	宮崎県	31	19	9	3	
46	鹿児島県	52	25	21	6	
47	沖縄県	172	4	32	136	
99	日本国外	1	1	0	0	
計		3,218	1,094	1,553	571	

注:上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である。(判明数も遺骨の伝達件数ではない)

第16 戦没者遺骨の伝達実績(都道府県別過去5ヵ年)

平成30年1月末現在

No.	都道府県名	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
1	北海道	4	4	3	3	1	15
2	青 森		1			1	2
3	岩 手	2	1				3
4	宮 城	2	4	1	2		9
5	秋 田	1		2			3
6	山 形			1			1
7	福 島	2	1		2		5
8	茨 城	2	2	4			8
9	栃 木	1		1		1	3
10	群 馬	1	1	1	1		4
11	埼 玉		3	2		5	10
12	千 葉	1	2		2		5
13	東 京	9	7	3	7		26
14	神奈川	2	3	1	3	2	11
15	新 潟	1	1	2	1		5
16	富 山			1		2	3
17	石 川			1	1		2
18	福 井		1	1			2
19	山 梨		2				2
20	長 野	2	1	2	3		8
21	岐 阜	2	1		1	1	5
22	静 岡	2	1				3
23	愛 知	1	1	2	1	1	6
24	三 重						0
25	滋 賀				1		1
26	京 都	1	1		1		3
27	大 阪	1	5		2		8
28	兵 庫		1	2			3
29	奈 良	1	2				3
30	和歌山	3			1		4
31	鳥 取	1	1		1		3
32	島 根	1					1
33	岡 山			1	1		2
34	広 島	6	4	2	2		14
35	山 口		1				1
36	徳 島		1				1
37	香 川	1		1			2
38	愛 媛	3	2	1			6
39	高 知	1	2	1	2	1	7
40	福 岡		5	3		1	9
41	佐 賀	2					2
42	長 崎	1	1				2
43	熊 本	2	2	1	1		6
44	大 分		1		2		3
45	宮 崎		2				2
46	鹿 児 島			1			1
47	沖 縄					1	1
99	日本国外						0
計		59	68	41	41	17	226

注1: 国費によるDNA鑑定により判明した伝達数である。

注2: 年度別の伝達実績数であり、判明数ではない。

注3: 上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

第17 国内における民間建立戦没者慰霊碑について

	慰霊碑数	管理状況			備考
		管理良好	管理不良	不明	
1 北海道	183	107	11	65	
2 青森県	165	47	5	113	
3 岩手県	314	170	24	120	
4 宮城県	351	290	20	41	
5 秋田県	465	184	7	274	
6 山形県	382	37	0	345	
7 福島県	474	0	0	474	
8 茨城県	249	214	24	11	
9 栃木県	125	107	16	2	
10 群馬県	217	126	2	89	
11 埼玉県	188	122	5	61	
12 千葉県	342	217	20	105	
13 東京都	310	106	1	203	
14 神奈川県	298	122	1	175	
15 新潟県	410	260	32	118	
16 富山県	299	200	7	92	
17 石川県	251	0	0	251	
18 福井県	263	0	0	263	
19 山梨県	131	59	2	70	
20 長野県	176	67	2	107	
21 岐阜県	458	241	3	214	
22 静岡県	703	295	343	65	
23 愛知県	513	320	15	178	
24 三重県	164	56	7	101	
25 滋賀県	446	444	0	2	
26 京都府	206	160	8	38	
27 大阪府	184	135	10	39	
28 兵庫県	486	319	11	156	
29 奈良県	246	139	8	99	
30 和歌山県	245	112	8	125	
31 鳥取県	89	80	6	3	
32 島根県	327	68	8	251	
33 岡山県	248	162	6	80	
34 広島県	393	227	19	147	
35 山口県	226	165	9	52	
36 徳島県	96	66	6	24	
37 香川県	376	166	3	207	
38 愛媛県	304	242	7	55	
39 高知県	193	174	11	8	
40 福岡県	361	289	34	38	
41 佐賀県	225	130	11	84	
42 長崎県	182	182	0	0	
43 熊本県	122	75	7	40	
44 大分県	157	135	13	9	
45 宮崎県	132	109	0	23	
46 鹿児島県	178	128	2	48	
47 沖縄県	321	0	0	321	
合計	13,174	7,054	734	5,386	

(注) 本件数については、平成26年3月31日付け社援企第2号「国内に建立された民間建立戦没者慰霊碑の状況調査について(依頼)」による状況調査結果を集計したものである。

第18 国内民間建立慰霊碑移設等事業実施要綱（案）

1 目的

国内にある民間団体等が建立した戦没者慰霊碑（以下「慰霊碑」という。）については、建立者や管理者（以下「建立者等」という。）が自ら維持管理を行うことが基本であるが、建立者等が不明などにより管理状況不良の慰霊碑が放置されていることは、戦没者慰霊や住民の安全の観点から好ましくない。

このため、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行うこれら管理状況不良の慰霊碑の移設又は埋設等（以下「移設等」という。）の取組を補助し、もって管理状況不良の慰霊碑への適切な対応を図ることを目的とする。

2 実施対象事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県又は市町村とする。

3 事業内容

建立者等が不明である、状態が不良の慰霊碑について、地権者等と協議を行ったうえで、移設等を行う。

4 留意事項

（1）補助事業の対象となる慰霊碑

国内にある慰霊碑で、建立者等が不明であって、管理状況が不良（倒壊の危険などがあり、地域住民へ危害が及ぶおそれがあるもの）の慰霊碑とする。

（2）慰霊碑の移設等

慰霊碑の移設を行うことにより、今後、慰霊碑が適切に維持される状態になる、若しくは、埋設等を行うことで維持管理する必要がなくなるものについて、事業の実施主体が実際に移設等を行う場合、その費用について上限額の範囲内において補助を行う。

① 移設とは、慰霊碑を都道府県や市町村が管理する土地内等に移動し、設置することをいう。

② 埋設等とは、慰霊碑の建立地等に埋める又は適切に処分することをいう。

5 補助金交付の対象経費

- (1) 移設を行う際の、撤去費用、運搬費用等、移設に要した経費。
- (2) 埋設等を行う際の、撤去費用、埋設費用、処分費用等、埋設等に要した経費。

6 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

7 その他

この要綱は、平成30年4月1日から適用するものとする。

第19 平成30年度援護年金額

I 障害年金の額（平成29年度と同額を予定）

1 基本年額

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成30年4月からの額	現行額	平成30年4月からの額
特別項症	第1項症の年金額に 4,006,100円 以内の額を加えた額	同額予定	第1項症の年金額に 3,054,100円 以内の額を加えた額	同額予定
第1項症	5,723,000円	同額予定	4,363,000円	同額予定
第2項症	4,769,000円		3,639,000円	
第3項症	3,927,000円		3,007,500円	
第4項症	3,108,000円		2,383,900円	
第5項症	2,514,000円		1,938,700円	
第6項症	2,033,000円		1,571,100円	
第1款症	1,853,000円	同額予定	1,428,200円	同額予定
第2款症	1,686,000円		1,299,800円	
第3款症	1,352,000円		1,045,100円	
第4款症	1,089,000円		844,600円	
第5款症	961,000円		743,000円	

2 扶養加給

障害の程度	扶養親族	現行額	平成30年4月からの額
特別項症 ～ 第1款症	配偶者	193,200円	同額予定
	子、父、母、 孫、祖父、祖母	2人まで1人につき 72,000(※) 3人目から1人につき 36,000	
第2款症 ～ 第5款症	妻	193,200円	同額予定

※配偶者がいないときそのうち1人については132,000円

3 特別加給

障害の程度	現行額	平成30年4月からの額
特別項症	270,000円	同額予定
第1項症	210,000円	同額予定
第2項症		

II 障害一時金の額（平成29年度と同額を予定）

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成30年4月からの額	現行額	平成30年4月からの額
第1款症	6,088,000円	同額予定	4,640,900円	同額予定
第2款症	5,050,000円		3,850,800円	
第3款症	4,332,000円		3,302,500円	
第4款症	3,559,000円		2,713,400円	
第5款症	2,855,000円		2,177,100円	

III 遺族年金・遺族給与金の額（平成29年度と同額を予定）

1 先順位者・後順位者に係る額

区分	先順位者		後順位者	
	現行額	平成30年4月からの額	現行額	平成30年4月からの額
遺族年金・給与金	1,966,800円	同額予定	72,000円	同額予定
特例遺族年金・給与金 平病死遺族年金・給与金	1,573,500円		56,400円	
障害者遺族特例年金・給与金 ・公務傷病第2款症以下 ・勤務関連傷病第1款症以上	557,600円		-	
・勤務関連傷病第2款症以下	456,400円		-	
特設年金・給与金 ・公務傷病併発死亡	456,400円		-	
・勤務関連傷病併発死亡	335,000円		-	

2 他に公務扶助料受給者がある場合の遺族年金額

区分	現行額	平成30年4月からの額	備考
配偶者	193,200円	同額予定	昭和28年法律第181号附則第18項の規定による遺族年金額 …軍人の遺族(※)
配偶者以外の者	72,000円	同額予定	

※(例) 死亡した軍人の遺族年金を内縁の妻及び子が受けていた場合で、昭和28年の軍人恩給の復活により、子が公務扶助料へ移行したとき、引き続き援護法により遺族年金を受けることになる内縁の妻。

第20 都道府県別援護年金受給者数

平成30年1月末現在

都道府県名	障害年金	遺族年金	遺族給与金	合計
北海道	13	52	24	89
青森	2	29	8	39
岩手	12	41	8	61
宮城	13	51	12	76
秋田	1	23	3	27
山形	2	34	6	42
福島	8	46	12	66
茨城	5	40	16	61
栃木	5	27	8	40
群馬	4	32	8	44
埼玉	13	59	26	98
千葉	11	68	19	98
東京	33	128	49	210
神奈川	14	82	38	134
新潟	7	66	15	88
富山	3	27	5	35
石川	7	46	10	63
福井	5	35	6	46
山梨	5	17	9	31
長野	9	52	17	78
岐阜	6	62	23	91
静岡	19	91	28	138
愛知	24	103	65	192
三重	16	82	19	117
滋賀	4	34	12	50
京都	8	60	27	95
大阪	29	111	42	182
兵庫	20	116	26	162
奈良	5	29	13	47
和歌山	10	34	12	56
鳥取	2	23	8	33
島根	4	42	14	60
岡山	27	84	27	138
広島	123	128	80	331
山口	27	79	42	148
徳島	1	45	8	54
香川	6	50	8	64
愛媛	14	63	16	93
高知	9	72	10	91
福岡	14	109	50	173
佐賀	2	34	15	51
長崎	30	60	82	172
熊本	17	68	30	115
大分	9	48	17	74
宮崎	7	76	28	111
鹿児島	33	133	41	207
沖縄	320	154	483	957
外国居住	11	5	4	20
合計	969	2,950	1,529	5,448

第21 第十回特別弔慰金請求受付・処理状況

平成30年1月末現在

都道府県	受付件数 ※1	進達件数 ※2	処理件数 ※3	未処理件数	処理率
01北海道	23,214	3,315	18,999	900	96%
02青森県	12,377	718	10,936	723	94%
03岩手県	16,082	635	15,274	173	99%
04宮城県	20,868	2,165	18,568	135	99%
05秋田県	16,410	457	15,852	101	99%
06山形県	17,799	544	16,917	338	98%
07福島県	21,703	1,183	20,361	159	99%
08茨城県	25,416	3,759	21,438	219	99%
09栃木県	15,965	1,918	13,868	179	99%
10群馬県	17,686	1,872	15,646	168	99%
11埼玉県	30,261	13,770	16,172	319	99%
12千葉県	31,021	12,130	18,388	503	98%
13東京都	48,747	23,308	24,299	1,140	98%
14神奈川県	32,421	17,229	13,131	2,061	94%
15新潟県	31,884	1,029	30,707	148	100%
16富山県	10,956	658	10,199	99	99%
17石川県	11,197	889	10,030	278	98%
18福井県	12,956	553	12,341	62	100%
19山梨県	9,170	632	8,358	180	98%
20長野県	21,053	1,370	19,500	183	99%
21岐阜県	22,528	2,491	19,354	683	97%
22静岡県	31,919	3,527	28,126	266	99%
23愛知県	44,190	10,313	33,537	340	99%
24三重県	26,052	2,257	23,070	725	97%
25滋賀県	15,060	2,245	12,678	137	99%
26京都府	23,601	5,036	18,241	324	99%
27大阪府	50,030	23,801	25,644	585	99%
28兵庫県	44,488	12,178	32,026	284	99%
29奈良県	15,512	3,935	11,502	75	100%
30和歌山県	16,981	1,419	15,415	147	99%
31鳥取県	9,282	644	8,386	252	97%
32島根県	14,354	476	13,549	329	98%
33岡山県	23,262	2,445	20,613	204	99%
34広島県	34,561	3,995	30,312	254	99%
35山口県	18,846	2,147	16,464	235	99%
36徳島県	15,470	628	13,961	881	94%
37香川県	15,211	1,099	13,781	331	98%
38愛媛県	19,475	1,218	18,014	243	99%
39高知県	13,279	503	12,726	50	100%
40福岡県	42,135	10,009	31,770	356	99%
41佐賀県	14,709	1,165	13,395	149	99%
42長崎県	24,154	1,866	21,964	324	99%
43熊本県	26,029	1,761	24,116	152	99%
44大分県	19,125	1,515	17,401	209	99%
45宮崎県	19,090	1,598	17,330	162	99%
46鹿児島県	29,917	1,163	28,066	688	98%
47沖縄県	50,564	259	48,589	1,716	97%

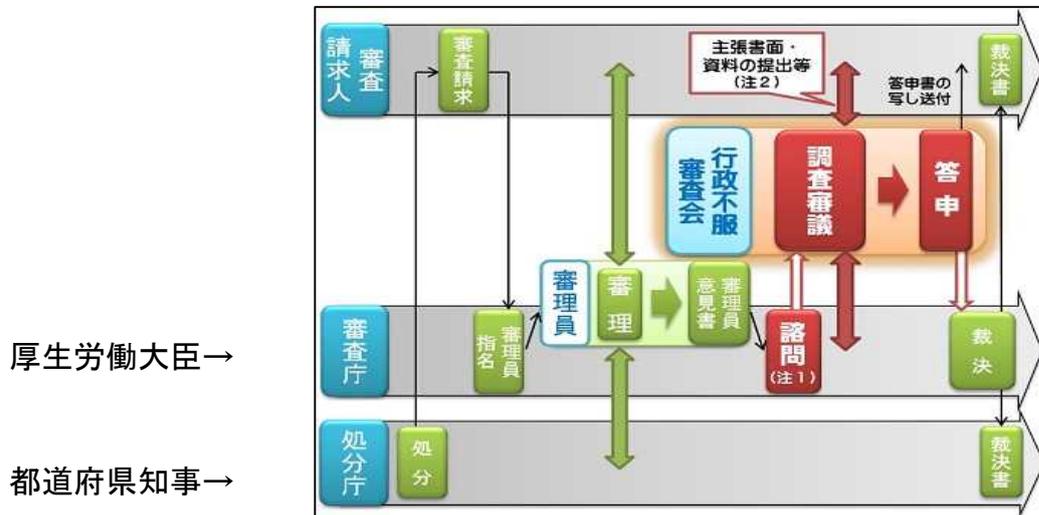
※1 居住地都道府県としての受付件数と他都道府県からの進達件数を合算した件数。

※2 居住地都道府県としての受付件数のうち他都道府県に進達した件数。

※3 平成30年2月までの国債発行請求件数（平成30年1月中旬までの可決件数）と却下等の件数を合算した件数。

第22 第十回特別弔慰金の審査請求の流れ

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」）が平成28年4月1日から施行され、第十回特別弔慰金の審査請求は以下のとおり。



(注1)

- ・審査請求人の主張が全て認められた場合等、審査会に諮問されないことがあります。
- ・審査庁が都道府県知事、市町村長等の場合には、各自治体の第三者機関に諮問されます。

(注2)

- ・審査会における調査審議は、提出された主張書面等を中心として行います。審理員による審理の段階で提出された書面等の写しは審査会に送付されていますが、審査会の段階で新たに主張・立証したい事項がある場合は、書面で提出してください。
- ・審査関係人（審査庁や審査請求人）が主張書面等を提出すると、審査会はその標題を他の審査関係人に通知し、どのようなものが提出されたのかを明らかにします。
- ・他の審査関係人が提出した主張書面等は原則として閲覧又は写しの交付の対象となりますが、正当な理由があると審査会が認める場合には、閲覧等を拒むことがあります。

総務省行政不服審査会 HP より引用 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/fufukushinsa/

(1) 審査請求書提出先

処分に不服があるときは、審査庁である厚生労働大臣に審査請求書を直接送付（宛先は厚生労働省社会・援護局援護・業務課給付係）。都道府県等に提出された場合には、審査請求人に返戻せず、受付印を押し、速やかに厚生労働省に送付。

(2) 審査請求期間

審査請求期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算し3か月。処分があったことを知った日とは、社会通念上処分があったことが当事者の知り得べき状態に置かれたときとされ、郵送にて原処分の通知書（裁定通知

書、却下通知書等)を交付した場合には、審査請求人宅に送達された日となるため、送達日を確認できる方法で郵送する必要がある。(行政処分の効力が生ずるのは、相手方が行政処分について了知したときであることに留意。)

(3) 提出書類

- ① 審査請求書は、正本と副本(正本のコピー)の合計2通
- ② 原処分の通知書(裁定通知書、却下通知書等)の写し(ある方が望ましい)
- ③ 反証資料(ある方が望ましい)

(4) 審理員の指名

審理の公正性・透明性を高めるため、審査庁に所属する職員(厚生労働省においては、大臣官房総務課審理室)のうち処分に関与していない職員である「審理員」が審理手続を行う。審査庁は、審理員を指名したときは審査請求人及び処分庁に対してその旨の通知を行い、処分庁に対して弁明書、審査請求人に対して反論書等の書面を求め審理を行う。

(5) 処分庁における処理

① 弁明書の作成

審理員からの弁明書の提出の求めに応じて、処分の経緯や理由を説明するため、弁明書を作成の上、送付状、弁明書(正本・副本)、証拠書類(1部)を大臣官房総務課審理室に期日までに提出する。

なお、弁明書副本(証拠書類を除く弁明書本体のみ)は審理員から審査請求人に対し送付し、審査請求人に反論書を求める。

※ 証拠書類については、原則、原処分時に証拠として使われた全てのもの(具体的には、特別弔慰金の請求書類一式及び原処分の通知書(裁定通知書、却下通知書等)、原処分を行う際に用いた資料等の写し)を想定している。例えば、生計関係が争点であれば、都道府県保管の戦没者に関する資料(過去にその戦没者に関して誰が何を受給したかの確認、戦没者の住所確認のため)及び過去の特別弔慰金請求書一式、複数の同順位者からの請求については、それぞれの特別弔慰金請求書一式等。

※ 特別弔慰金の請求書に個人番号が記載されている場合には、個人番号欄をマスキングする。戦没者台帳等に当該審査請求に無関係な者の個人情報に記載されている場合には、提出前にマスキングして提出する。

※ 行審法第78条第1項において、審査関係人(審査請求人、審査庁)は行政不服審査会に対し、行政不服審査会に提出された資料の閲覧等を求めることができる。行政不服審査会が第三者の利益を害するおそれがある

ると認めるとき、その他正当な理由があるときは、閲覧等を拒むことになるため、処分庁として閲覧等が不相当と考えるものがあれば明記する。

② 審理員から送付された審査請求書の副本の保管。

(6) 審理員における審理

処分庁からの弁明書、審査請求人からの審査請求書・反論書、処分等の弁明書等を基に原則として書面審理を公正・中立に実施。審理員は、審理手続を終結した後、その結果を「審理員意見書」として取りまとめ、審査庁に提出。

(7) 行政不服審査会における審査

審査庁は、審理員意見書及び事件記録（弁明書・反論書等を含む当該審査請求に係る書類一式）を添えて総務省行政不服審査会に諮問する。行政不服審査会は、審理員が行った審理手続の適正性や審査庁の判断の妥当性をチェックする観点で、審理員による審理の段階で審理関係人双方から提出された書面を基本的な資料として調査審議し、答申を行う。

(8) 裁決

行政不服審査会の答申を受け、審査庁は以下のいずれかの裁決を行い、審査請求人及び処分庁に対して裁決書の謄本を送付する。

却下：審査請求が期間経過後にされたものである場合、その他不適法である場合
棄却：審査請求は適法にされたが、本案審理の結果、審査請求に理由がない場合
認容（処分の取消し）：審査請求が適法にされ、かつ、これに理由がある場合

(9) 結果の公開

答申及び裁決の内容は「行政不服審査裁決・答申データベース」にて公開。
<http://fufukudb.search.soumu.go.jp/koukai/Main>

第23 戦傷病者特別援護法対象者数等

援 護 の 内 容		対 象 者 数 等
戦傷病者手帳の 交付(第4条)	軍人軍属等で公務上の傷病により 一定程度の障害を有する者等に 交付	所持者 8,907人 (平成29年3月31日現在)
戦傷病者相談員 (第8条の2)	戦傷病者の生活等の相談に応じ、 援護のために必要な指導を実施 (謝金 年額26,000円)	戦傷病者相談員 282人 (平成29年10月1日現在)
療養の給付又は 療養費の支給 (第10条、第17条)	公務上の傷病につき療養を必要と する者に給付等	療養患者数 144人 (平成29年3月31日現在)
療養手当の支給 (第18条)	1年以上の長期入院患者で傷病 恩給等の年金を受けていない者 に支給 (月額30,300円)	受給者 0人 (平成29年3月31日現在)
葬祭費の支給 (第19条)	療養の給付を受けている者が死亡 した場合にその遺族に支給 (206,000円)	支給件数 9人 (平成28年度)
更生医療の給付 (第20条)	職業能力等の回復、向上のための 手術が必要な者に給付	給付件数 0件 (平成28年度)
補装具の支給 又は修理 (第21条)	一定程度以上の障害を有する者に 義肢、車椅子等を支給等	支給修理件数 80件 (平成28年度)
国立保養所への 収容 (第22条)	重度障害戦傷病者の国立保養所 への収容	入所者数 0人 (平成29年3月31日現在)
旅客会社の乗車 等についての無 賃取扱い (第23条)	障害の程度により一定回数の旅客 会社の乗車等について無賃の取扱 い (予算措置は国土交通省)	乗車券引換証交付人員 2,430人 (平成28年度)

第24 旧陸海軍関係恩給進達件数

(1) 厚生労働省から総務省に進達した件数

平成30年1月末現在

区分	平成27年度 までの累計	平成28年度	平成29年度 (平30.1末現在)	計
普通恩給	1,126,498	16	4	1,126,518
加算改定	816,261	1	0	816,262
一時恩給	697,131	38	42	697,211
その他	3,157,845	16	8	3,157,869
計	5,797,735	71	54	5,797,860

※

「普通恩給」とは、昭和36年改正による地域加算、昭和40年改正による抑留加算並びに昭和46年改正による職務加算及び戦地外戦務加算によって権利が発生した恩給(普通扶助料を含む)をいう。

「加算改定」とは、昭和48年改正、昭和50年改正及び昭和54年改正による加算年の金額計算への算入による改定をいう。

「一時恩給」とは、昭和46年改正、昭和49年改正及び昭和50年改正による一時恩給(一時扶助料を含む)をいう。

「その他」とは、公務扶助料、傷病恩給、一時金及び傷病賜金で、上記以外の恩給をいう。

(2) 各都道府県から厚生労働省への進達件数(旧陸軍関係)

平成30年1月末現在

都道府県	一時恩給			その他		
	27年度	28年度	29年度 (H30.1末現在)	27年度	28年度	29年度 (H30.1末現在)
北海道	8	2	4			
青森	2					
岩手	3	1		2		
宮城	4	2	1		2	1
秋田			1	3		
山形		1			2	
福島	1	1			6	
茨城		2			2	
栃木	1					
群馬	5		1			
埼玉	1	1	1	3		
千葉	1	1	1			
東京	4	7	7	2	1	1
神奈川	3	1				
新潟	1		1			
富山						
石川		1				
福井					2	
山梨	1	1	1			
長野	2	1	2	1		
岐阜		1	1			
静岡	1	1				
愛知	2	1		1	2	
三重	1			1		
滋賀			1			
京都						
大阪	2	4	3		2	
兵庫	4	3	3	1		1
奈良		1	2		1	
和歌山	2			1		
鳥取						
島根			1			
岡山			1			
広島		1			1	1
山口						
徳島				1		
香川						
愛媛	2	2	2			
高知	2	1	1			
福岡		3		2	1	1
佐賀		1	1		1	
長崎	4			1		
熊本	1		1		1	
大分	1					
宮崎	1		1	1	1	1
鹿児島	13	3	6	3	1	
沖縄	1	1				
合計	74	45	44	23	26	6
備考	1 本表は、各都道府県から厚生労働省へ進達された旧陸軍関係の件数を表したものである。 2 一時恩給には、一時扶助料及び一時金(遺族一時金)が含まれている。 3 その他には、加算改定、普通恩給、普通扶助料、傷病恩給、公務扶助料等が含まれている。					

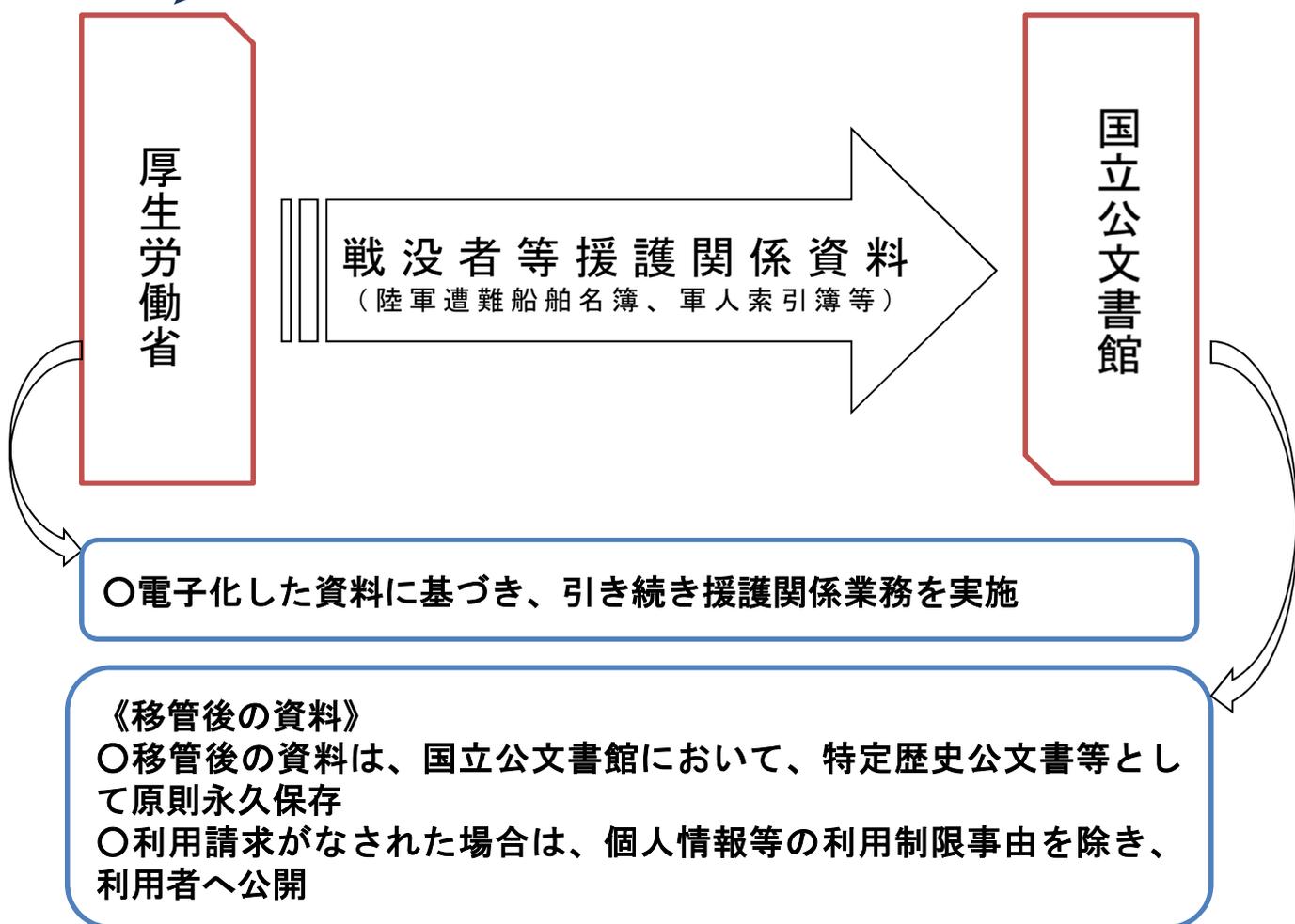
第25 援護関係資料の国立公文書館への移管について

《趣旨・目的》

○旧陸海軍等が作成した人事関係資料を含む戦没者等援護関係の資料は、これまで援護年金の支給や戦没者の慰霊事業（遺骨帰還・慰霊巡拝）などの援護関係業務のため使用してきた。

○これら資料について、先の大戦に関する貴重な歴史資料として、資料の公開と後世への伝承等を図ることを目的として、戦後70周年にあたる平成27年度までの5年間で、業務において引き続き保有を要するものを除いて、国立公文書館へ概ね移管した。

○今後も保有資料の整理を進め、国立公文書館への移管を推進する。



第26 未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表

1 地域別内訳（平成30年1月末現在）

（単位：人）

身 分 地 域		軍 人 軍 属		一 般 邦 人	合 計
		陸 軍	海 軍		
旧 ソ 連	旧ソ連(本土)	1		* 2	3
	樺太			* 36	36
中 国		8		* 201	209
北 朝 鮮				35	35
そ の 他 南 方 等	ミャンマー(ビルマ)	1			1
	フィリピン				
	マリアナ諸島			1	1
	韓国			4	4
合 計		10		279	289

（注）*印は中国残留邦人等支援室が担当、それ以外は調査資料室

2 年次（最終消息）別内訳（平成30年1月末現在）

（単位：人）

地 域	資料年次	昭和30年以前 に最終生存資料 のある者	昭和31年～平成 18年の間に 最終生存資料の ある者	平成19年以降 に最終生存資料 のある者	合 計
		旧 ソ 連	8	31	
中 国	160	46	3	209	
北 朝 鮮	1	31	3	35	
そ の 他 (南方等)	6	0	0	6	
合 計	175	108	6	289	

第27 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査（平成29年度特定数）

平成30年1月31日現在

都道府県名	特定数		合計
	シベリア・モンゴル地域	その他地域	
北海道	17	4	21
青森	4	3	7
岩手	10	5	15
宮城	4	1	5
秋田	7	3	10
山形	10	2	12
福島	11	1	12
茨城	6	0	6
栃木	4	0	4
群馬	4	0	4
埼玉	9	0	9
千葉	9	0	9
東京都	9	1	10
神奈川県	9	0	9
新潟	7	0	7
富山	3	1	4
石川	6	0	6
福井	2	0	2
山梨	3	0	3
長野	9	0	9
岐阜	8	0	8
静岡県	8	0	8
愛知県	9	0	9
三重	7	1	8
滋賀	4	0	4
京都	4	0	4
大阪	11	0	11
兵庫県	7	0	7
奈良	4	0	4
和歌山	3	0	3
鳥取	3	0	3
島根	2	0	2
岡山	4	1	5
広島	6	0	6
山口	10	0	10
徳島	2	0	2
香川	1	0	1
愛媛	4	0	4
高知	5	0	5
福岡	8	0	8
佐賀	5	0	5
長崎	7	0	7
熊本	8	0	8
大分	4	0	4
宮崎	2	0	2
鹿児島	8	0	8
沖縄	1	0	1
合計	288	23	311